

令和3年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第3日目)

令和3年 3月11日(木曜日) 午前9時30分開議

第30 一般質問

○出席議員（10名）

1 番 須 河 徹 君	2 番 泉 愉 美 君
3 番 工 藤 弘 喜 君	4 番 谷 口 武 彦 君
5 番 河 端 芳 恵 君	6 番 西 森 信 夫 君
7 番 山 田 日出夫 君	8 番 余 湖 龍 三 君
9 番 仁 木 義 人 君	10 番 西 山 由美子 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	森 谷 清 和 君
総 務 課 長	伊 田 彰 君
企 画 財 政 課 長	篠 田 康 行 君
町 民 課 長	元 谷 隆 人 君
福 祉 保 健 課 長	谷 方 幸 子 君
福祉保健課業務監	今 田 朝 幸 君
農 林 商 工 課 長	大 里 孝 生 君
建設課長・上下水道課長	渡 辺 克 人 君
元気なまちづくり推進室長	坂 井 毅 史 君
会 計 管 理 者	八 鉦 光 邦 君
教育委員会教育長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	高 橋 治 君
子 ども 未 来 課 長	山 本 正 徳 君
社会教育課長・図書館長	山 田 洋 通 君
農業委員会事務局長	原 口 周 司 君
農 業 委 員 会 会 長	細 川 孝 雄 君
監 査 委 員	平 塚 晴 康 君
選挙管理委員会委員長	森 下 直 治 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 内 啓 伸 君
議 会 事 務 局 係 長	吉 村 章 子 君

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりです。

◎一般質問

○議長（須河 徹君） 日程第30、一般質問を行います。

質問は通告の順序により発言を許します。なお、質問は答弁を含め、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

7番、山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） それでは、通告書に従いまして、一般質問させていただきたいと思います。ちょっともり気味の声なんでお許しをいただきたいと思いますが、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業について。

国民が新型コロナウイルス感染症に苦しみ長いトンネルに入って早くも約1年半を迎えようとしています。

ワクチン接種がようやく日程に上がりトンネルの奥に光がかすかに見える気もします。

感染症の鎮静化と症状重篤化の防止を進め、町民の命と生活を守るため、ワクチン接種事業を成功させなければなりません。

町民の理解と協力をいただき町ぐるみでワクチン接種事業を円滑に安全に推進するための取り組みについて伺います。

- 1、ワクチン接種の担当部署と人員体制について。
- 2、接種スケジュールと医療従事者の確保について。
- 3、接種会場の運営について。
- 4、町民への説明と相談体制について。

以上です。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業について」4点のお尋ねがありました。

1点目に「ワクチン接種の担当部署と人員体制について」のお尋ねがございました。

ワクチン接種の担当部署につきましては、2月に福祉保健課を中心としました総勢19名による「新型コロナウイルスワクチン接種対策班」を立ち上げ、総務グループ、接種グループに分け、業務内容ごとに担当者を配置し、接種に向けた準備を進めているところでございます。集団接種の人員体制については、現在、医師2名、看護師4名、保健師2名、事務職7名の15名体制でワクチン接種業務にあたることとしており、事務職については全職員での対応を予定しています。なにぶん初めての経験でありますから、今後、会場でのシミュレーションを実施し、一連の流れを確認するなど、円滑にワクチン接種業務が遂

行できるよう対応していきたいと考えています。

2点目に「接種スケジュールと医療従事者の確保について」のお尋ねがありました。

国からの通知では、4月26日の週には全国すべての市町村にワクチンを配送したいとありますが、どの程度のワクチンの量が届くのか不明な部分も多い状況であります。本町においては、4月下旬にワクチンが届くことを前提に、国の指示により3月下旬に65歳以上の高齢者に接種券を送付する準備を進めていますが、送付時期が4月以降にずれ込むことも考えられることから、どちらでも対応できる調整をしているところです。接種券を受け取った対象者については、コールセンターへの電話やラインによって接種希望日時を予約していただくことになります。

ワクチン接種スケジュールについては、ワクチンが届き次第、国で示されています接種順位により順次実施していくこととしていますが、ワクチンの届く量にもより、順調に進んだ場合でも接種期間については、半年程度を想定しています。

接種日は毎週日曜日と平日午後の週2日間を予定しております。北見医師会からの医師派遣等については、現在調整中ではありますが、平日午後の曜日については確定していない状況です。

医療従事者の確保については、訓子府クリニックの伊東院長の全面的な協力を得るとともに、北見医師会に協力を依頼、協力する旨の承諾をいただいております。看護師についても北見医師会に協力依頼をしておりますが、町独自に看護師の資格を有している5名の方から協力をいただけることになっています。しかしながら、より万全な体制を整えるためにも、今後も看護師の確保に努めていきたいと考えています。

3点目に「接種会場の運営について」のお尋ねがございました。

接種会場は公民館講堂を使用することとしており、3密回避等の感染予防対策を講じるとともに、ワクチン接種訓練を実施した自治体からの報告書等を参考に、会場内に案内板を設置するなど、移動しやすく誰にでもわかるような配置に心がけ、スムーズな進行ができるよう会場内の設備等も含めた準備を進めています。

4点目に「町民への説明と相談体制について」のお尋ねがありました。

3月号広報でワクチン接種の開始時期や予約方法、接種順位などの記事を掲載しましたが、今後も広報や町のホームページに掲載するなどワクチン接種に関する情報提供に努めるとともに、ワクチン接種のお知らせや予約方法の説明書等については、接種券に同封することとしています。

ワクチン接種等に関する町民からの問い合わせについては、福祉保健課内に電話回線を追加し、相談や問い合わせに対応するよう準備を進めています。コールセンターでも対応できるように調整しています。また、ワクチン接種後の健康被害が生じた場合の対応については、北海道がその役割を担うことになっていますので、相談窓口等の周知に努め、町民の皆さんが安心・安全に接種していただけるように、きめ細かな対応をしていきたいと考えています。

以上、お尋ねのありました4点についてお答えしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 回答いただきましたけど、おおむね順調といいですか、対応さ

れているんだなという、まず一つ目の印象を受けました。コロナウイルスの脅威に向き合
って長い時間が経過してございます。われわれもかなり疲れて心配や不安も募ってます。
そんな厳しい状況で行われるワクチン接種については、町民の皆さんもいろいろな意見、
不安、率直なお声も届いております。興味も大きいと思います。このような皆さんの思い
に行政も議員、議会も少しでも応えて、その声に耳を傾けながら、ワクチン接種は皆さん
の理解と安心感が広がる中で行ってほしいし、行いたいものだなと強く思っております。
このあとは1人の町民の視点から再質問をさせていただきます。現在、ワクチンが全量輸
入に頼っておりまして、供給は国が行い、町も町民もこの制約を受けるつらい立場だとい
うことが答弁の中でも伝わってきております。そのとおりだと思う。接種の進め方、内容
は一方では市町村に任されております。未曾有の危機下で理事者も職員の皆さんもはじめ
ての大変な苦労されていると思います。大変ご苦労さまだと思いますけども、こういう危
機の時ほど自治体力、まちの総合力が問われるのも事実だと思っております。接種対象者
は予算審議で16歳以上の4,100人という多くの対象者がおりまして、大きな仕事量
に私はなと思う。そして、結構な期間、従事しなければならないと思います。今、体制
の整備について、町長から回答ありましたが、福祉保健課だということでもあります。
はっきり言って。皆さんは通常の業務されてますよね、そして私の印象では、通常業務も
日々忙しいんです福祉。ほかは忙しくないということじゃないですよ。特にすぐ勝負があ
りますから、町民を相手にですね、そういうことを考えるとちょっと心配かなと思います。
もう少し余裕のある体制はとれないのか。例えば全庁舎的な協力支援体制とかですね、い
ろいろ方法はあろうと思いますけども、その点はどうでしょうか。この体制の充実こそが
ですね、町民に安心感と説得力を伝えて接種事業の成功にもつながると思います。庁舎内
目配り、気配り、人事担当だと思いますけども、副町長いかがですか。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） こういった危機的な状況の中でですね、やはり情報収集ですと
か整理、分析、それから例えばここで言うシミュレーションなんかも通じた対応の評価で
すとか、それから人材の確保ですとか、そういったこと、それから町民に対する正しい知
識の普及だとか広報、そういったことに取り組んでいかなきゃならないというようなこ
とで、その点で言いますと大きくは新型コロナウイルス対策本部がございます。全庁的な。
今回このコロナウイルスワクチンにつきましてはですね、やはりその専門的な知識を有す
る保健師等がいる福祉保健課のところが中心になって国や道からの正しい情報収集と分析
等も行っていて、具体的な接種の企画等を中心になって行ってもらおうということで
接種対策班、設けさせていただきました。ただ、その周りをですね、総務課、それから企
画財政課ですとか、町民課、教育委員会の管理課とか、こういった関連部署がですね、サ
ポートしながら全庁的な協力体制のもとで進めていきたいと思っております。回答の中で
職員全員というのは、これは全庁的な職員全員ということで、福祉保健課だけでなく、
全庁的な役場全体として、そういったスタッフに当たっていくということでありますので、
ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） ありがとうございます。ぜひそのように進めていただきたいし、
そのようにしないと、この難局は乗り越えれないと僕は思っていますので、ちゃんにご認

識いただいて、そのように体制整備されるということですから安心しました。

次に、2点目のですね、接種スケジュールと医療従事者の確保でございますけども、回答でもありましたけども、国は担当大臣が何か複数いたり、官房長官がいたり、なかなか不思議な体制をとってますから、いろんな情報がそれぞれの方から発信されているようです。1回目の高齢者向けのワクチンは4月からやるけども、数字聞いたら50万人規模で3,600万に対して何なのみたいなことを含めてですね、4月26日の週には高齢者ワクチン分を配送開始するだとか、4月23日ごろまでには全国自治体で接種券発送を想定しているだとか、そして決め打ちは高齢者は6月末までに全国接種を終わらせたいということがいろいろ述べられており、政府の不統一感丸出しだなと思って、国民の1人として、何かすごく不安がむしろ高まります。町は回答にもありましたように、広報の特集記事で、見開きで1回目にしては内容の深い広報をされました。ただ結果的にはまだ細部が煮詰まってないから、煮詰まり次第伝えるということで、それは致し方ないし、そうしていただきたいなと思いますが、6月に接種完了、4月23日ころまでに接種券発送なんて国は言ってますけども、回答でも変更に対応するように、準備を進めているということではありますけど、どうなのでしょう。いつからスタートしておしりはいつかというのまだわかんない。これはね。誰もわからない。だけど、やることってわかっているじゃないですか、種類。そしてそれぞれがどれぐらい期間がかかるかという、わかっているし、わからなきゃならないんで、そういう案内をね、日にち入れないですとかと言わないと、もう全然、全体像が見えない。だからそのような全体像が少しでもこう伝わるようなね、スケジュール、ガチガチになってから出すんでなくて、少しでも理解を広めるために、そういうことは考えられませんか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） ただいま、接種スケジュールの関係、町民への事前についていつからいつぐらいの期間で、例えば高齢者が接種できますよというスケジュールの全体像を町民の方に周知してはいかかというご質問だったと思います。内部的には当初の予定でいきますと4月上旬ぐらいには第1回目の接種がはじまるという部分でスケジュール等を組んでございます。それで高齢者については、第1回目としまして、大体4週間から5週間程度かかるのかなと。その後、例でいきますと4月上旬に第1回目がスタートしまして、第2回目は5月上旬ぐらいから、今度は1回目と2回目がだぶって接種するようなかたちになるのかなというふうに想定していますんで、その後は7週間程度、2回目の接種がかかるのかなという、ある程度のスケジュールは組んでいますので、そういった部分を今後町民の方にも示していければというふうに思いますので、ご理解いただければと思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） そうですね、最後はともかくですね、全体像がわかって、こういう流れになるのかな。そしてこれぐらいの期間がかかるかということとただし書きかどこかでですね、ワクチンの配送の状況によっては日時は動くけどもというようなことで出していただければ、町民もすごくわかるし、安心につながっていくんでないかなと。ぜひそのようなことで全体像がみえる対応をお願いしたいと思います。

次に、ちょっと小さいこと何点か聞きますので、簡単に教えてほしいんですけども、わ

からないからお聞きします。どうもピンとこないんですが、予算審議でもありましたけども、病院での個別接種、これ一般的に病院で行います。公共施設の集団接種と言われている接種区分、今後、今後というか、町では公民館で1本で行うということでありますので、この区分はあまり意味がなくなったような気がします。勘違いや混乱を避けるため、広報で使わない方がいいんでないかなと思ったり、一番大事なことは接種順と、さっきから言っている全体像の接種順と接種曜日とか時間とか、それが大事なことでないかなと思って、僕の認識違うのかな。個別集団の区分、今後も用いる意味があるのか、これは簡単にお願ひします。

二つ目が、高齢者に続いて優先接種されると言われている基礎疾患をお持ちの皆さん、私、何々病です。何々病ですって証明は難しいし、プライバシーというか個人情報関係もあるかもしれないし、私が思うには、事務の^{ふくそうほんざつか}輻輳煩雑化も避けながら、証明というより自己申告でやったらどうかと思っております。この点。

三つ目、申し込み、町民から言えば申し込み、皆さんの執行部からみたら受付、受付業務を委託すると言われましたね、コールセンターというのがそうなのかな。民間会社にすると予算説明でもありました。一方で福祉課の皆さんも受付される。この辺の何て言うか。混乱を避けるためだけしか僕の考えはないんですけども、ちょっとイメージ、簡単に教えてください。

この3点、簡単でいいです。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） まず、1点目のご質問で医療機関での個別接種と集団接種の違いということでよろしいですかね。区別をする必要があるかとかというご質問だったと思います。当初、本町では、個別接種という部分と集団接種という部分で、個別接種につきましては、訓子府クリニックの方で受診を、接種をしていただくという部分と公民館の会場を使いまして、集団接種をするという方向で検討してございました。しかしながら、個別接種、医療機関での個別接種につきましては、クリニック自体の会場があまり大きくないという部分がありまして、3密回避ですとか、そういった部分を考えますとちょっと狭いのかなというふうな対策班での結論が出ました。それで伊東先生にも相談したところ、伊東先生も集団接種、公民館ですするという部分でも構わないというふうにご協力いただきましたので、本町では集団接種、公民館での集団接種、1本というかたちで進めさせていただきたいと考えております。

それで、次に、二つ目の質問なんですけども、高齢者の次に基礎疾患の持たれている方が順位としてくるんですけども、その際の基礎疾患の証明書が必要なのかというご質問だったと思いますけども、その部分につきましては、本人の申告だけなんで、証明書は必要はございません。ですから、実際、接種する際に、問診の際に先生の方にご確認等はしていただいて、接種されるかされないかというのは先生が決定されるような仕組みとなっております。

3点目でございます。

予約の受付関係のご質問ですけども、町長の方からも答えましたとおり本町では接種の受付業務を外部委託するようにしてございます。当然、外部業務ですから、そちらの方に接種を希望する方が電話で予約をしていただく。その際、日時と時間を30分間隔で区切

って枠をつくっておいてというようなかたちを考えております。それで福祉保健課の方にも電話回線をひいて、そちらでも予約受付をするのかという部分、心配されているご質問だったと思いますけども、福祉保健課の方では、あくまでもワクチン接種にかかる相談事ですとか、そういった部分だけを対応しまして、予約の受付等はしないということで考えてございます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） よくわかりました。私はわかりましたし、ここの議場にいる方はわかったと思いますけども、先ほど来言っているわかりやすい案内に努めていただかないと思います。

医療体制についてはですね、地元訓子府クリニックの伊東先生の全面協力をいただけることは、町民の1人として非常に心強く安心感がありますし、感謝したいと思います。先生の医師としての指導と町の考え方をうまくマッチングさせていただいて、よろしく、本当によろしくお願いしたいなと一町民としては思います。昨日も玄関で先生がみえて、町長と立ち話して、その後なにか会議に入るようでしたけども、もういろんな打ち合わせは行われているんだなと思って、そういう意味でも安心はしました。ぜひ伊東先生中心にうまくいくようお願いをして三つ目に移ります。

接種会場の運営ですけども、今の業務監の答弁でもあったし、今までの予算説明でもありましたけども、公民館で1本化する。これはよかったなど。理由は業務監言われたとおり3密の関係もあるし、待機場所の関係もありますよね、公民館は非常に広くて、みんなが親しんでいる最高の施設ですから、いいなと思います。それで、公民館の部屋をどのように使われるのか、接種のですよ、入口から終わって出口まで。簡単でいいです。これはもうみんな私も含めて公民館の平面図は頭に入ってますから、簡単に効率性と感染予防の観点からされていると思いますが、イメージをお聞きます。

それと、この接種の現場は、先ほど副町長言われたように、全庁的な協力で長期間対応するのか、この現場でのことも、協力体制も二つお願いします。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） まず1点目のご質問でございます。

公民館の講堂のどういう配置になるかという部分のご質問でございました。公民館の正面玄関を入りまして、入って右側の方から講堂に行く入口があります。そちらの講堂の入り口の手前でまず1回目の体温検査ですとか、体調を確認するですとか、そういった部分のまず第一の受付事務があります。そして扉がありますけども、そちらに入って、そちらの中で受付事務という形になります。そして、その後、予診表の受付事務とかがありますけども、入って左側の方でそちらの予診票の確認とかをしてもらうスペースを想定しています。そして、真ん中よりやや北見側の方のところに、そちらの方に診察室というか、予診室を二つ、先生二人いますんで、そちらに用意します。そしてひな壇の方に向かいまして、そちらの方に実際ワクチンを接種するところを2か所設けます。そして、そのひな壇の接種の横にワクチンの希釈室ですとか、あと救護室というようなものを設置する予定です。ひな壇の方に。そして、置戸側の方の和室の小和室の入口がありますけども、そちらの辺に経過観察していただくスペースを設けさせていただくように、今、会場はそういった配置で考えてございます。

もう一つ、職員の協力という部分ですけども、先ほどの町長の回答にもありましたように、接種自体はお医者さん2名、看護師さん4名、保健師さん2名、あと事務員7名、15名で行います。そして、保健師さんは数が限りがありますので、保健師さんの回数はどんどんどんちょっと増えるのかもしれませんが、事務員7名については、全職員で順番で対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 今、予想以上に細かい説明いただいて、非常にわかったし、聞いた私としては、皆さんもそうかもしれない。安心しましたよ正直言って。見えてないからね、何もね。そういう点では安心しました。ただちょっと素人考えるのに、ちょっと気になることは、特に高齢者の場合、想定されていると思うけど、今の流れは比較的一方通行ですよ、入口から入って流れて出口に向かう一方通行。お年寄りの場合、逆流とか遅延が僕は想定されなきゃならないなと思っているんです。逆流、うろうろしたり、遅延は遅かったり、杖ついてたり、足悪い人いたり、腰悪い人いますから、当然、サポーターいるんでないですか、職員のサポーター、案内する時のサポーターです。案内して、もう次のステップまで確実に送り届ける。短いからね、大丈夫だろうと思うかもしれないけど、ひょっとしたら違うかもしれない。そういうことをちょっと聞いててほとんど安心したんだけど、ちょっとのまだ心配が残りました。そのことと、そのためにもと言ったらいいかな、模擬訓練しませんか。模擬訓練、これは本当に会場を設営してですね、会場が固まってからですよ、設営して、人の動きを再現、こんなこと説明する必要ないですね、模擬訓練、ぜひ、それによってですね、課題の洗い出し、気持ちよく打ってもらって、ニコニコとして帰ってもらうような会場の設営をすると。ぜひ、この、ちょっと小さいことと大きなこと出ましたけど2点。

それともう一つありました。救急車の配置はしますよね、当然だと思いますけども、何度聞いても発音できない副反応の横文字なんですけど、副反応と言わせてもらいますけども、言えないんですよ、それで、それが起きる確率は僕は極めて低いと思っているけども、起きた時、みんな慌てますから、その場でですね、先生お二人いるんだから、アドレナリンの注射をして、すぐその場で処置できないのか。救急車の配置とアドレナリンと。話があっちこっちいって申し訳ないけど、救急車を配備している時、一般の救急業務はどうするかまで気になっているんですけども、どうですか。整理されましたか、項目。後ろから足したのは救急車の配備、それとその場での医者で副反應對応はできないかです。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 今、会場内での一方通行になっているということで、ただ、会場の中で逆流したりとか、そういう次の行き先がわからないだとか、案内役が必要でないかということでございましたけども、事務職員の中に1名フリーの職員を配置する予定しておりますので、その者が対応できるかなというふうに考えてます。

それと模擬訓練につきましては、今月24日の日にですね、冷凍庫が来ますんで、それと合わせてデモンストレーションをその時に、職員10名ぐらいを接種受ける方、被接種者というようなことで想定しながら、その部分についてはデモンストレーションをやるかなというふうに考えております。その中でいろんな課題等が出てくれば、そこのところを改善しながら円滑な接種の方につなげていきたいなというふうに思っております。

3 点目につきましては、福祉保健課長の方からお答えします。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 3 点目に救急車の配置、これは当然ではないかというお話、あと副反応が出た時の対応をどうされるのかということでした。

救急車につきましては、その会場だけが患者がいる訳ではないので、やはり訓子府支署としましては、全町民が対象になりますので、特別な配置はしていただかないことにはなっています。ただ、随時、注意を払っていただくといいですか、何かあった時には、すぐ来ていただくというようなことで連携は取らせていただいております。

そして、あと副反応、アナフィラキシーショックだとか、そういったことを起こした場合には、アドレナリン、医師が薬剤師に発注するといいますか、そういったことが必要になるんですけども、常にそれは用意をしております、万が一、何かあった時に医師が反応が起きてから 5 分以内とか、そういった時に打てるような体制はとっております。そして、実は当初、伊東院長、一名の体制で計画を立てておりました。そこを医師 2 名にしたのは、万が一、副反応が起きた時の先生の対応も大変ですし、あとその後の方の接種が止まってしまうということもありますので、北見医師会の方から助言を受けまして 2 名体制でやるべきではないかということで、今この体制になっております。ですので、アドレナリンの確保もきちんとしておりますし、それ以外の緊急対応の救急セットといいますか、そういったものもすべて準備をして対応していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7 番（山田日出夫君） おおむね期待した答弁がいただけたかなと思っております。救急車についてはですね、普通の業務もありますので、消防支署間で連携をとって対応すると理解してますんで、了解であります。

それでは、四つ目の最後の町民への説明と相談体制に移りたいと思います。

この間、こうやって答弁受けて聞いていると段々安心感が増してくると正直思います。そして、このようなことは、何回も言っているように、早くいろんなかたちで町民に伝えていただきたいなと思います。特に、高齢者世帯、高齢者一人世帯、高齢者二人世帯への説明、それと接種券の配布等々、何て言うんですか、町から郵送で出ただけでは、僕はちょっと大変かなと思いますんで、その辺の、大変ですよ、皆さんね、忙しい中。大変なことは重々わかっているけど、ここをやっぱりみんなでひと踏ん張り、ひと踏ん張りって誰か言ってたな。しないと駄目な局面だと思っていますんで、この点をちょっと触れていただければと思います。

それと 4, 100 人に対してですね、旧定義でいう個別接種 1, 200 人、集団接種 2, 400 人、そして町外接種者 350 人ですよ、合計 3, 950 人、4, 100 人、約 100 人に対して、何と、私計算間違っていないと思うんだけど、95%という高い接種率を町は想定していることになります。これはいいことだと私は思っています。この押さえ方でいいんですよ、この 2 点だけ。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） まず 1 点目のご質問でございます。

高齢者のひとり世帯、夫婦世帯等へのわかりやすい説明といいますか、そういった部分

と、あと接種券の配布の部分でわかりやすいようなというご質問だと思います。高齢者世帯への説明等は特には考えてございません。接種券の中に接種に関するご案内ですとか、あと広報等で接種の呼びかけ等々をしていこうというふうに考えています。個別に対応するのは、ちょっと厳しい状況かなというふうに考えておりますので、接種券の中にそういった周知文章等をわかりやすいようなかたちで同封させて、接種していただくように広めていきたいというふうに考えてございます。

2点目の接種人数の関係だったと思います。昨日、答弁の中で、対象者が4, 100人程度、個別の部分で1, 200、集団で2, 400で、町外者の接種として350で、合計で3, 900、4千弱ぐらい、それで95%程度の接種率ではないかという部分。これが、一応そういった認識で、全員はしないという、接種はされないだろうとは思っていませんけども、そういうかたちで想定してございます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） わかりました。というか、答弁はわかりました。お年寄りの件はですね、本部長とよく相談されたいと思います。お年寄りの対応がそれでいいのか果たして。ちょっと投げかけて今日はおきたい程度にとどめておきます。

それで対象者と接種率は間違いないということですので、非常に町は接種を進めようということが、この数字に表れていると私は思いますけども、これはいいことだなと非常に思います。それでこの高い接種率と関連して思うことなんですが、3月の広報記事で非常に見開きでわかりやすく広報ありましたけども、1点だけちょっと気になることが私的にはありました。それは記事の中と町長の談話の中にワクチン接種は強制ではない。同意のもと。2度も強調されておりました。ゴシック体を使って。このこと自体はまったく間違いでないです。最小限伝えなきゃならない大事なことだとは思いますが、予防接種というのは、改正法も含めて、接種の努力義務というのがついてますよね。これどんな予防接種もそうだと思いますけども、この努力義務というのは、受ける側の努力義務なんですよ。それで田村厚生大臣も自治体間や国民の間に対応の差が、何て言うんですか、理解が進まないことによって差が出ることを心配してまして、あえて接種の努力義務を強調してコメント出されてました。今のところ努力義務の例外は妊婦さんだけのはずですよ。それだけ努力義務という法の単語はですね、予防接種では特別な重みをもっているんですよ、なぜかと言えば、皆さんもご存じのように、社会的利益としての集団免疫の獲得、個人的利益としての感染予防、重篤化予防、みんなで協力しあって、これが成し得るということを法は規定している訳ですよ、だからこの間の広報のPRというか、言及は間違いではないけども、何か接種の努力義務の尊重、それに基づく事業の積極的推進という点では、ちょっと私は、私だけかもしれませんが、すごくちょっと弱い感じがしました。町長どうですか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 町長の回答をお求めだとは思いますが、その前にちょっと先ほどの回答について補足させていただきたいと思います。

高齢者ひとり、二人世帯のところへの説明ということで、一応、うちへ別に電話番号をつくったのも、そういったところからの電話を受けるためでもあり、そういったところから連絡があれば、こちらから出向いていくことも可能ですし、老人クラブ等には個別に要

望があれば説明に行くという話も個別にはさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

そして、努力義務、予防接種の努力義務なのということなんですけども、強制ではないという書き方。これにつきましては、努力義務として、一人でも多くの方に国が接種を受けてもらいたいということで、そういう法律の整備しておりますけれども、その反面、Q&Aとかでは、国からは決して強制することのないようにということで指示があることも事実ですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長はよろしいですか。

山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 町長いいも何も答弁者違ったわけだから。それで、今言われたことは、皆さん知っていますよ、強制したら駄目だなんてことは。私が言っているのは、努力義務という重みに基づいて予防接種はつくられているしね、それはなぜかという、先ほど言った二つの効果を出すために努力義務ということを行っているんですよ。強制したら駄目だなんていうのは、私も思っているし、みんなも思っています。それで、ご心配なんでしょう、行政としては、何かあったらということが頭をかすめます。私が役人だった時代もそうだったかもしれません、それはね。でも今次はですね、非常時ですよ、本当に。目的達成しないと効果出ないんですからね、そういう点で今後です、これからいろいろ質問してきたことも含めて、積極的に予防接種の成功に向けて、行政は取り組んでほしいと強い思いを持っております。これたぶん町長の考えと決して矛盾というか、合致しない訳ではないと思いますけども、思いますけども、ご本人にお聞きしたいと思います。町長、最後をお願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 山田議員をはじめ、各議員各位は、このワクチン接種について、大変な関心と町民も不安を一方でありますが期待感も持っている状況はみな同じだと思います。非常にこの1年半の中でわかってきたことと、わからないこともたくさんあります。しかし着実にワクチン接種に向けて、ドアを開いたと私は思っています。その点で言うと山田議員がおっしゃるように努力義務ということは、より多くの人に、あるいは全員が受けてほしいという、それに向かって自治体も努力するし、ご本人も努力してほしいという、その願いと、一方では、あくまでも本人の意思を大事にしていきたいという相反するような設定だと私は思いますけれども、しかし、このところは、自分の意思でということ割愛していいかどうかということについては、非常にやっぱり気になることでもありますので、あくまでも最終的には自分の意思で接種をしていただきたいと。それに向けて町は不安感を払拭していくということには変わらないと思います。17日の日に道庁の保健福祉部長と懇談しました。わからないことがたくさんある。日程が決まらない。ワクチンの量も決まっていない。それらを早くはつきりさせてほしいということを行いました。この5日から十何日の間に第二次医療圏に22箱のワクチンがきます。もちろんそのほかにも日赤やさまざまなところにワクチンがきて、もう既にはじまっています。私どもの町には4月下旬に1箱くる。すなわち500人分の100本の接種なんです。誰に打つかということは、医療従事者だけではなくて、高齢者にしても足りない。全然足りない。年を越すんでないかという不安感もあります。そういう点では、まだまだわからない

いところがたくさんありますけども、可能な限り、町民が安心して受けれるような状況をつくっていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） ありがとうございます。町長と私の考え、何も矛盾しません。否定できませんから、一方ではね。よろしく積極的にお願いをしたいと思います。

終わります。

○議長（須河 徹君） ここで10時35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時35分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、9番、仁木義人君の発言を許します。

仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 9番、仁木義人です。通告書に従いまして一般質問したいと思います。

移住定住対策について。

本町も他地域と同様に人口減少、少子高齢化が進み、今後のまちづくりにおいて多岐にわたる弊害をもたらすことが考えられます。

令和3年度 町政執行方針の中で、移住や定住を希望される方に空き家活用定住対策補助の継続や、新規事業に「地域おこし協力隊」の採用などを掲げておりましたが、今後少しでも人口減少に歯止めをかけることが重要と考えられます。

そこで次の点についてお伺いします。

一つ、移住定住対策の現状とこれからの取り組み内容は。

二つ、来年度、移住コンシェルジュとして採用予定の「地域おこし協力隊」の活動内容は。

三つ、広告媒体を利用した町のPRの考えは。

四つ、移住希望者への住宅環境整備の考えは。

以上です。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「移住定住対策」について、4点のお尋ねがございましたのでお答えいたします。

まず1点目に「移住定住対策の現状とこれからの取り組み内容は」とのお尋ねがございました。

移住定住対策の現状につきましては、空き家バンクによる住宅の情報提供、空き家活用定住対策補助金の交付を行ってきました。

また、空き家バンクを利用した移住者に移住の理由を聞いたところ、子どもの医療費無料化や認定こども園の開設など子育て施策が充実しているからという声も聞かれ、移住定住対策につながっていると思われます。

これからの取り組みにつきましては、空き家バンクおよび空き家活用定住対策補助金を

継続するほか、要綱を見直し、新年度から施行予定の「店舗出店等支援事業補助金」では、町外からの移住・出店を促すため、移住し出店する事業者に対し移住支援金を加算して交付することとしております。

また、地方創生事業として、東京圏から移住して就業した場合に移住支援金を交付する「ＵＩＪターン新規就業支援事業」に取り組むこととしております。

情報発信につきましては、町のホームページのほか、全都道府県と全国の自治体の８割以上、道内においては１７３自治体が加入している一般社団法人「移住・交流推進機構 ジョイン」や道内１４９自治体が加入している一般社団法人「北海道移住交流促進協議会」を通して行っていききたいと考えております。

また、国土交通省が所管する「全国二地域居住等促進協議会」に加入し、二地域居住の情報交換や共有、発信にも取り組んでいききたいと考えております。

２点目に「来年度、移住コンシェルジュとして採用予定の地域おこし協力隊の活動内容は」とのお尋ねがございました。

令和３年１０月に採用を予定している地域おこし協力隊員につきましては、移住定住対策に従事してもらうこととしております。

主な任務として移住希望者の相談支援、ＳＮＳなどを活用した情報発信、お試し住宅や二地域居住の企画、移住体験ツアーや移住者と住民をつなぐ交流会の企画・運営などとしております。

また、地域住民とも積極的に交流し、自治会活動などを通じて地域の活性化に取り組んでもらうこととしております。

３点目に「広告媒体を利用した町のＰＲの考えは」とのお尋ねがございました。

町のＰＲにつきましては、１点目でも触れましたが、一般社団法人「移住・交流推進機構 ジョイン」や一般社団法人「北海道移住交流促進協議会」のサイトの利用を予定しております。

また、移住・交流推進機構 ジョインが主催する全国の加入自治体の多くが一堂に会する「移住・交流、地域おこしフェア」や北海道移住交流促進協議会が主催する「北海道暮らしフェア」に出展し、ＰＲを図っていききたいと考えております。

４点目に「移住希望者への住宅環境整備の考えは」とのお尋ねがございました。

移住定住促進は、住宅や住環境整備など実効性のある施策も重要な要素であり、本町においても町営住宅の整備のほか、平成２０年度に東幸町の旧職員住宅を改修し、定住促進住宅としたのはじめ、居武士小学校教員住宅の転用や、訓子府高校教員住宅の取得により定住促進住宅の整備を進めてまいりました。

その後、さらに住宅不足が顕著化したため、早期に解決するための一つの手法として、平成２９年度に「民間提案型住宅整備事業」において、定住促進住宅「タウンコート」２棟８戸の整備を実施しております。

しかしながら、これらの公的住宅の整備にあたり、入居制限があることや、単身者から高齢者までの家族構成に応じた間取り、構造、家賃や転居時期などの要望に公的借家としてどう対応すべきか、検討する必要があると感じているところでございます。

そこで、来年度、今後の町営住宅整備のほか、移住希望者への住宅環境整備の方策、民間賃貸住宅や空き家対策等を含めた全町的な住宅施策のあり方や、今後の具体的な事業の

実施方法を定める計画策定に取り組んでまいりたいと思います。

以上、お尋ねのございました4点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 各地域で現在、移住定住対策というのがいろいろ行われていて、成功している自治体とか、なかなかうまくいかない自治体というのがいろいろ出ているというのが聞いたり感じたり、インターネットとかでいろいろ調べてみているんですけども、国としても、現在、東京圏の一極集中を避けるために、いろんな施策を出しているようなことも出ていました。本町も来年度より移住コンシェルジュとして、地域おこし協力隊を採用する動きになって、現在でも空き家バンクなど、事業は行ってきてはいるんですけども、移住定住対策にさらに本格的に動き出すのかと期待しているところです。そこで本町のこれからの移住定住対策は、どれぐらい力を入れて、どれぐらいの規模を考えているのか。そして、せっかく地域おこし協力隊を採用されるので、採用された協力隊員が活躍できるような環境づくりはどのようなことを考えているかなどを今回思っ質問させていただいたというところがあります。

ご答弁をいただきましたので、いくつか再質問をさせていただきたいと思います。

まず、答弁の中にありました店舗出店等の支援事業の補助金の要綱を新年度からは見直して、町外からの移住出店を促すために移住し出店する事業者に対して移住支援金を加算して交付することというお話がありましたけども、具体的に内容として、どのような内容を考えていらっしゃいますか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 今、店舗出店等支援事業補助金の要綱の見直しで町外からの移住出店を促すための移住支援金の加算ということでの質問だったかと思いますが、要綱自体は全般的にこう見直しまして、今、移住加算の分だけちょっとご説明させていただきます。移住加算につきましては、町外から移住してきた方に加算付けることとしておりますけども、まず道外から来られた方が訓子府町で出店した場合には100万円、それから札幌市から来た方については50万円、それ以外の道内の訓子府町外の方が来ていただいた場合には30万円の本体の出店補助に加算して交付するということで考えております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 今、答弁いただいた、まず道外からで100万円の加算、札幌市は50万円、それ以外は30万円の加算というお話だったんですけども、この札幌の場合は50万円というのは、ほかの町というのは、やっぱり一極集中をはずすため、道内の一極集中を散らばせるために札幌市内だけはちょっと金額として大きくして、もちろん道外という部分について100万円というのも地方から東京圏中心で100万円じゃなくて、たとえば東北だったり、どこでも関係なく100万円という考え方なんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 今、札幌市のことだったんですけども、これは仁木議員おっしゃるとおり道内でいけば札幌の集中ということもありまして、札幌市からだと加算多いということです。それから道外ですけども、地方創生、国で言っている

地方創生でいけば仁木議員おっしゃるとおり東京圏からの移住を呼び込むということなんですけども、それももちろんですけども、道外から来て訓子府町に出店しようという、相当な心構えして来なきゃならないかと思います。その分に対しての、道外から来ていただいて出店していただければ１００万円ということで少し多いということになります。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○９番（仁木義人君） わかりました。もう一つ答弁の中にあつたもので来年度から今までなかった取り組む予定のＵＩＪターンの新規就業支援事業というものもありましたけども、これについてもどのようなもので、また訓子府町内だったらどのような場合が対象になりますか、どのようなことが考えられますか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 今、ＵＩＪターンの移住の支援金ということでご質問あつたかと思いますが、これは元々は国の事業で、町が実施すれば国と道からの補助が入ってきてやるという事業なんですけども、これは東京一極集中是正ということですので、東京圏から訓子府町に移住してきて就業した場合、この就業もですね、どこでもいいということではなくて、北海道に登録、これは事業者、中小企業であれば大体登録できるんですけども、その登録を済ませて、そこの登録の企業に就業した場合に世帯であれば１００万円、単身であれば６０万円ということになります。起業した場合もありまして、起業した場合には、これ町の予算絡まないものですから、ちょっと予算には出てきてないんですけども、起業支援金というものも国の方ではありまして、起業した場合には最大で２００万円という補助もございます。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○９番（仁木義人君） そういうことになると、例えば町の補助と国ですとか、その部分がかぶらなければ、先ほどの店舗出店等の支援事業の補助金で道外から、東京圏から来て、さらにこのＵＩＪターンの方も自分で例えば起業した場合は両方ともかぶってといますか、両方とも利用できるようなものなのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 両方とも支給するということで考えております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○９番（仁木義人君） 今のお話の内容ですと、出店とか起業するということが目的で移住するという場合だといろいろな補助というのがあると思うんですけども、現在、コロナ禍で各社、大手もそうなんですけども、テレワークというものがものすごく働き方として定着しつつけている進んでいるんですけども、この先、コロナウイルスの流行が落ち着いてきても、このテレワークというものの働き方は定着し続けるというふうに考えられているようで、都会から田舎に移住する場合ですね、都会、東京ですとか札幌に会社があつてという場合でも田舎で働けるような環境ですね、また元々訓子府出身で東京で働いて、訓子府に実家があるので、訓子府町に戻ってきて訓子府で働きながらという、テレワークを使いながらというような働き方というの、これからどんどん考えられると思うんですけども、先ほど答弁の中にもあつた国が地方の振興のために推進している二地域居住ですかの環境整備のためにＩＣＴを利用した仕事ができる環境づくりのために地方型のサテラ

イトオフィス、まちでどこかの場所をつくってインターネットが使える、オフィスになっているので、各ブースみたいになって、そこで例えばプリンターみたいのが共有であって、いろんな会社の人も一緒に働いて使えるというような、サテライトオフィスを町内に整備するというような考えはありますか。例えば、もしそういう考えがあったり出てくるようであれば、できればですね、町内のまちの中にそういうものを置くことで、少しでも町内の商業の、またあと飲食店等にも少しでもまちに人が増えるという部分にもつながるので、例えばちょっとわからないですけど、例えばエーコープの跡地ですとか、そういうような何かこう空き店舗とか、何かそういうのを利用して、こういうサテライトオフィス、ちょっと大掛かりになったりするような話かもしれないですけども、そういう考えはいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） テレワークですけども、今コロナということもありまして、非常に重要であるとは考えております。今回、店舗出店の方の補助金の方でもテレワークでいくと、単純にパソコンだけ例えば持ってきて、事務所、極端にいけば、なくてもできる場合とかということ、じゃ何も補助ないんじゃないかとかということでの話はしたんですけども、ちょっと訓子府ではあまりそういうまだ事例がないということで、ちょっと先送りというか、そういうのはしているんですけども、これからは非常に重要になってくると思ってます。サテライトオフィスのお話ありましたが、地方創生の訓子府町の総合戦略の中には5年間の計画でサテライトオフィスの設置について進めていくということでの計画は挙げさせてもらっています。サテライトオフィスといっても、訓子府町でいけば、今、仁木議員おっしゃるとおり、まちの中でやるとなると、利便性は高いのかなとは思いますが、訓子府町でまちの中でっていうのもなかなか、何て言うんでしょう、それだったら他のとか、もう少し、北見あたりでいくと本当のまちの中の2条ぐらいにサテライトオフィスあるんですけども、なんで、ちょっと今、室で考えているのは逆に今、ワーケーションという造語あるんですけども、働くワークとバケーションでワーケーションと言っているんですけども、思い切りこう田舎なところでオフィスがあって、そこでやりながら、何かこう風景が見れるとか、そんなのが訓子府町ではいいのかなとは思ってます。総合戦略の中で設置に向けては検討はしていきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 町として、このテレワークの推進、テレワークの時代というところでサテライトオフィスについてもですね、いろいろ考えられているというお話だったんですけど、何となく私のイメージとしては、まちなかにどうしても人がという部分のやっぱり中心的な考えになっていたんで、まちなかにそういう、ちょっと、北見のその2条のあるというのも何かで見ましたし、前通ってちょっとのぞいてみたりしたんですけど、何かこう、今風でおしゃれで、ちょっと集まりやすく、若い人たち、テレワークを利用する人たちが自宅でももちろん仕事はできるんですけども、やっぱり少しく、ちょっと出社するというかたちをとって、その場の雰囲気です仕事をするというような部分、そして今、お話あったように、まちなかではなくて、田舎の雰囲気です都会から出てきたのに、せっかく田舎に来たんだから、思いっきり田舎を満喫しながら仕事のできるような環境という部分でいくのも確かに一つあるのかなというのもちょうと感じました。ここの部分について

は、いろいろ整備ですとか、いろいろかかる部分もあると思うんですけども、ぜひ前向きに少し考えていただきたいと思います。

いきなりやはり全然訓子府も由来がなく、いきなり知らない地域からはじめて訓子府の地域に移住する。特に起業するとかいろいろというのはまた余計にですね、ハードルが高いと思うんですけども、とりあえず、まず訓子府町に来てもらって、短期で住んで訓子府を知ってもらい、道内のいくつかでも自治体でも取り組んでいるようなんですけども、移住体験というものができそうな、お試し移住というものの考えについては、何か考えはありますか。例えば、そういうふうになると住宅も、例えば、家具家電付きで気軽に月額とかで、軽く気軽に住んでもらえるような住宅とかも必要だと思うんですけど、何かそういうようなお試し住宅についての考えはありますか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） お試し居住と、先ほど二地域居住の話もされてたかと思うんですけども、これもですね、地方創生の訓子府版の総合戦略の中には、それを推進していくということでの計画立てさせてもらってしまして、ただ、具体的に住宅どうするとか、その辺まではちょっとまだ至っていないところでございます。先ほど町長の方からも答弁ございましたけども、全国二地域居住等促進協議会というの、これついでにこの間、3月9日にできたばかりのところで、そこに加入してということなんですけども、そことも情報交換や情報発信しながら、居住の方もどういうところで、空き家バンク例えば活用してやるとか、その辺は今後考えていきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 今回、移住にあたって一般社団法人の移住交流推進機構のJOINというんですかね、それとか北海道移住交流促進協議会を利用してというお話も答弁の中にありましたけども、この移住交流推進機構のJOINというのは、たまたま私はスマートフォンで移住定住、今回、一般質問させていただくので、いろいろ調べたら、このJOINというところが割とこうパッと出てきて、そこからいろんな町を紹介しているというようなものがあって、たぶん訓子府町もそこで出てきたかと思うんですけど、このJOINというのは、そのほかに何かホームページだけのものなんですか。何かそのほかにいろいろこう施策を手伝ってくれるようなものがあるんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） JOINですけども、移住定住と、あと地域おこしの方も主に担っているところなんですけども、私、ほかの地域の地域おこし協力隊、何人かお話させてもらおうと、ここのサイト見て応募している人がほぼそうなんですよね。かなり、加入団体も全都道府県ですし、市町村でいっても8割以上、道内でいったら173なんで、もうほぼ全部に近いぐらいのなんですけども、その発信力はもうものすごい大きいと思って、メインではやっていこうと思っています。ここでやっている、先ほど町長の答弁にもありましたけど、地域おこしフェアといって東京で全国の市町村が一堂に会してフェアということで、相談業務とかも窓口のブースを設けてやっています。今年の1月に、それある予定だったんですけども、コロナでできないということでなくなったんですけども、今週末になるんですけども、土日でそのフェアを行うんですけども、オンラインで行うということになってまして、例えば移住の相談したいという人がここのサイト

に入って訓子府町にお話を聞いてみたいということになれば、今、休みの日なんですけど、室の職員、パソコン用意して待機させて相談を行うということでもございます。だんだんなかなか集まってくやるといのが少なくなってきた、こういうオンラインの相談とかが増えてくるんですけども、そういう流れになっていますので、そういうものを対応していきたいと考えています。地域おこしについても、ここでいろいろ情報発信、さまざまな情報発信してますし、お互いＪＯＩＮとも情報交換しながらやっていきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○９番（仁木義人君） そのＪＯＩＮの、いつもは東京とかの都会でのフェアということで、今回オンラインということで、職員の方がパソコンの前に張り付けになるんですかね、張り付けになって質問とか、訓子府町に興味を持った方がオンラインで何かテレビ電話みたいなものを使って、そういうような答えていくのかなというような想像つくんですけど、やはり今の時代そういう部分でやっぱりインターネットですとか、そういうホームページとか、そういう部分でＰＲしていかないと、もうほぼほぼそこでしか検索してこないと思うので、ぜひちょっと大変かと思うんです、休みの日、張り付けなんて大変かと思うんですけども、ぜひＰＲして、いいような、地域おこし協力隊の方も見つければいいなというふうには期待しております。今、地域おこし協力隊の話になったんであれなんですけども、令和３年の１０月から採用を予定しているとありましたけども、募集は今回オンラインでのフェアというのもあるというのはあれなんですけども、募集はいつごろからやる予定で、どのような他に方法をとって募集する予定ですか。そして、ちょっと来てからのあれなのかもしれないですけど、どういう方を希望していますか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 地域おこし協力隊ですけども、１０月から採用予定しております。募集の時期ですけども、あまり早くなっても、またこうその後、別なことかということにもなるんで、２、３か月前ぐらいからはＪＯＩＮですとかホームページとかで募集をかけていきたいなと考えております。今回、地域おこし募集するのは１人なんですけども、移住定住に関しての仕事をしてもらうということで考えているんですけども、大きく分けて地域おこし協力隊の任務の遂行のというか、あるんですけども、まるっきり町がこういうことしてくださいと言ってやってもらうミッション遂行型とかとってますけども、あと、まるきり地域おこしの隊員が自分はどういうことしたいんだって言ってやらせるフリーミッション型とかとは言ってますけども、があると思います。今回、訓子府町でやる部分については、それぞれメリット・デメリットあるんですけども、ある程度、移住定住に関して、先ほど町長からも答弁あったと思うんですけども、例えば移住の相談支援だとか、ＳＮＳを活用した情報発信、あとはお試し住宅、二地域居住の企画なんか、ある程度ミッションを与えて、けども、協力隊員の発想もすごく大事だと思いますので、全部が全部こう、こういうことやってくださいというだけじゃなくて、そういう自由な発想をもとにやってもらうことも考えております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○９番（仁木義人君） 今の答弁の中で大体１０月に採用で２、３か月前からというぐらいですから、７月とか８月とか夏ぐらいから訓子府町としては、今回は移住定住というこ

とだったので、ミッション推奨型で募集するというようなかたちというお話でしたけども、結構、各自治体で募集はしているんですけども、なかなか応募してくれる方がいなくて困っているという話も聞きますし、やっぱりこう、道外とかからの応募になると、結構やっぱり北海道でも有名な町ですとか、住んで便利なところ、やっぱりそれでも札幌近郊がやっぱり都会にも近いから便利で、やっぱりそういうところがいいなとか、あと隊員部分の報酬とか待遇という部分も結構大きい条件にはなと思うんですけども、今、訓子府町で今回地域おこし協力隊の隊員という部分で考えている報酬とか待遇とか、住宅もそうだと思うんですけども、何かそういうような部分の待遇というのは何か考えられていますか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 先ほど、ごめんなさい、募集の方法ということでご質問あったんですけど、私答えてなかったと思いますので、募集の方法ですけども、ここのJOINで募集するのと、あと町のホームページ等でも募集はしていきたいと思います。今、なかなか訓子府町ってどこよって言って来ないんじゃないかということでもお話あったと思うんですけど、近隣に聞いて見ますと、まさにそのとおりで、出しているのかわからないですけど、北見市ですら募集しても来なくて、何か月もこう空いていたとかという時期もあるそうです。今、隣の町でも何人か募集してますけど、全然来てないという状況も聞いてますんで、その辺は何かこう考えていかなきゃならないとは思ってます。待遇のお話あったんですけども、地域おこし協力隊については、すべて活動費については特別交付税の措置あるんですけども、その範囲でいくと令和3年度でいけば合計470万円までいいよということで、そのうちの報酬に充てる部分なんですけども、上限が320万ということになってますので、残り分150万が活動費ということで、最高合計で470万円ということになってます。確かに聞きますと報酬がやっぱり、まず報酬を見るんだという人が多いようで、その辺については、できる限り、限度に近づけると言ったらおかしいですけども、そういうことでも少し配慮というか、していきたいとは思っております。ただ、全体の470万というのは変わらないんで、報酬に持っていくと活動費の方が減っていくんで、その辺はちょっと微妙なところなんですけど、考えていきたいと思っております。

それから住宅ですけども、住宅については、町営住宅、ちょっと今のところどこって言うところまではいってないんですけども、町営住宅を無償で活動期間中は貸すということで考えております。その他の隊員が生活する上での部分については、例えば光熱水費とか、その辺については、基本的には自分で、報酬の中で賄ってもらおうということで考えております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 報酬ですとか活動費合わせて470万円までという部分が決まっているので、それ以上、またそのうちの報酬の中でも320万円までというような金額の上限が決まっているということなので、あまり大きくすると報酬がすごい町に行っちゃったりという部分で、お金の取り合いになってしまったりという部分があるので、そういうような限度が決まっていると思うんですけど、このそれ以外の地域おこし協力隊にかかる部分の使える金額というのは、これですけども、その他に町が別に取り組みとして、その方の活動費を上乗せしたりするのはありなんではないでしょうか。活動内容に当たっている部分

だったら、その中しか使えないのかもしれないですけども、この４７０万円のほかにですね、町の部分で何か補助といいますか、何か使えたりすることができないのかなという部分と、あと今、住宅は無償でという部分で光熱費ですとか、その他の部分は、自分の先ほどの３２０万円の報酬で支払ってもらおうということがあったんですけども、そういう部分の補助というのもやってしまうと、この４７０万円の方に響いてしまうので使えないんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 確かにやっている、例えば「通信料をみます」とかやっているところあるんですけども、基本的には、交付税の範囲内でやるということで、ただ、町で単独でこういうことしますというのは、調べてはいないんですけども、出す分には全然、町で単独で出す部分なんで構わないかとは思いますが。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○９番（仁木義人君） 待遇とか報酬という部分もちろんいろいろ、その方、その方でいろいろ感じ方とかもあると思うんですけども、住宅も、町内の町営の住宅を使うという部分なんですけど、最低限もちろん不便のない住宅が必要だと思いますので、そういうところも考えていただきたいなと思います。隊員にまず就任後ですね、いろんな状況が考えられると思うんですけども、他の町を聞いたりインターネットでちょっと調べてみると、せっかく隊員に決まっても途中でやめてしまったり、うまくいかなかったりということがあるというのは聞いています。特に行政内部ですとか、町内の各団体、町内会などと横のつながりとか、町民たちに顔を知ってもらって、その方が活動しやすい、町内で動きやすいという環境をつくるのが最も重要かと思うんですけども、何かその辺の任務を全うできるような、何か対策という部分、またフォローという部分は何か考えられてますでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 確かに議員おっしゃるとおり話を聞くと非常に何かこう孤立してやめていく隊員も多いのが事実かと思っています。ただ、そこら辺はそうならないように、地域ともこういうことで、居住するところの地域、町内会とか実践会かわかりませんが、なると思うんですけども、こういうことで地域おこし協力隊を活動していますということでＰＲの方は、周知は十分行っていきたいと。その間に入って、場合によっては一緒に活動してやっていきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○９番（仁木義人君） ぜひ、そういう隊員の方が決まったらフォローをですね、働きやすいような環境づくりというのにも力を入れていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、広告媒体を利用した町のＰＲの考えについてはというところなんですけども、やはり移住定住について、結局やっぱりＰＲという部分がとても重要だと思うので、今、町のホームページが新しくなったというのもありますけども、移住専用の例えばホームページが必要だと考えます。具体的に申し上げますと、例えばインターネットで北海道、移住と検索をかけると訓子府町が一番上にこう上がってきたり、移住定住用の専用のページがすぐに検索されるというような仕組みの構築や、移住のＰＲになる訓子府に移住するメリ

ットとかデメリットも含めて記載されていまして、あとは町の特性とか地域性、あと実際に移住された人の声、あとこまめに町の情報をアップできるようなSNSですね、あと気軽に質問がこうできるようなL I N Eのようなものをホームページの方にも一緒につけてしまうなど、上げるといろいろきりがありませんけども、このようなインターネットを利用したPRというのは最低限必要だと考えられますが、このような広告媒体を利用した町のPRの考えはありますか。

また、ネット以外にも移住支援金の対象地域である東京圏という部分でのU I J ターンの移住者をターゲットに考えるのであれば、ちょっと多くの経費という部分はかかってしまうかもしれないですけども、都内中心の例えば電車の中刷り広告とか、電車内のビジョン広告というのは、かなり効果的かなと思うんですけども、そういうような広告媒体については、どうお考えでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） すぐくご提案いただいたということで、また仁木議員には直接お話をさせてもらって、こういうものもいいんじゃないかということでお話できればと思うんですけども、今のところ考えてたのは、多くの加盟自治体があるJ O I Nとか町のホームページでとかということでの考えだったんですけども、ぜひそういうご提案いただいて、こういうこともできる、ああいうこともできるということで、さまざまな媒体を使ってやっていきたいとは考えています。先ほど移住フェアとかって、東京で集まってやるとかということでの話させてもらったんですけども、北海道の暮らしフェアって先ほど町長の答弁にもあったんですけども、そちらの方では今回予算では東京、大阪、名古屋、三つ開催するということで予算提案させていただいてますんで、それらも活用しながらやっていきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） ぜひ、こういうインターネットを使った、また、その他のですね、広告媒体を使って、せっかくやられる事業なので、ぜひ、どんどんPRという部分を重要視していただいて広げていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、移住希望者への住宅環境整備の考えなんですけども、現在も実施されている空き家バンクですけども、町のホームページ、ちょっと昨日見ていたら、現在、4件出てくると思うんですけども、現在の空き家バンクの状況というのはいかがでしょうか。また募集や問い合わせなど、希望者の声というのは何か出てますでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 空き家バンクなんですけども、私が担当してから1年半なるかと思うんですけども、非常に問い合わせが多くて、私が受けた時には家、確か十何件あったかと思うんですけども、今、仁木議員おっしゃるとおり今は4件になっています。非常に移住、定住という面では空き家バンクすごく効果高いなというのは感じてまして、家の今の売りますとか貸しますとかという提供を受けるのがちょっと今、少ない状況で、住みたい、空き家バンク利用したいと登録されている方は結構多いんですけども、家がちょっと不足してる部分、ただ、まちなかとかでいくと空き家はあるんで、なかなか登録してないところへの周知というか、その辺がちょっと課題かなとは思ってます。空き家バンクに載っている住宅で、例えばずっと問い合わせない住宅も正直あることはあ

りますし、コロナの影響もあって、例えば所有者が遠方の方で、ちょっと見させてくださいと言っても、鍵持って来れないとか、そういうこともちょっとあるのは課題かなとは考えています。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） まちの中に空き家はあって、だけど登録はされていないというようなものもあるというお話だったので、現在、問い合わせが多くて不足しているような状態であれば、何かの方法で空き家の募集というんですかね、何かそういうような部分もしていただけたらと思います。またあと、空き家バンクなどは、空き家の活用定住対策補助金などの補助はあるんですけども、例えば移住目的で土地を購入して、そこに新築を建てるなどという場合に、土地の購入に対しての補助とか、新築に対しての補助というような考えはありませんか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 空き家バンクについては、移住定住の方に住宅を提供するという目的と、あと空き家を活用するという2面あると思うんです。そういう意味から空き家バンクということで中古の住宅物件を扱ってということだったんですけども、移住で力を入れるのであれば新築住宅に補助するのもありかなとは、室では考えております。今後については、その辺も。あとですね、空き家バンク使ったのもそうですし、例えば東京圏からも移住してきた場合に、今、住宅金融支援機構というところがあるんですけども、そこと協定を結べば、町が協定を結べば、そういう方に対して安い金利を提供できるというのがありまして、今その協定を結ぶことで今進めているんですけども、そういうことも活用しながら考えていきたいと考えています。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

2分です。

○9番（仁木義人君） 全体含めて町長にもお聞きしたいんですけども、この移住定住、今回、地域おこし協力隊を配属するという部分にあたって、かなり経費という部分はかなりかければかけるほどいくらでもかかってしまうような事業だと思いますし、それに伴った移住定住で人口が増えたり、移住定住者が来るかどうかというのも、なかなかみえない部分はあると思うんですけど、町長としての考えとしては、どれぐらいの本気度といいですか、どれぐらい、この移住定住に対する思いというのはありますか。すいません、時間がちょっとあれなんですけども、お聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

1分です。

○町長（菊池一春君） あまり時間ありませんので、移住定住対策については、これからかなり積極的に展開していかなければならないだろうと思っています。まず公共住宅、それらについてのものはもう出来上がりつつありますけれども、来年度以内に答弁でも申し上げましたように、移住定住、さらには、ここで仕事をしたいという人も含めた住宅政策を根本的にやっぱりする必要があるんじゃないかというのが1点。

それから地域おこし協力隊については、これはもう坂井室長のかつての意欲です。相当前向きに具体的な人も含めてあったりしています。例えば一例で言うと、北見に来ている協力隊員のバイオリン教室を公民館でやった訳です。彼女は最初は受付だけだったらしい

んですけど、私はこのために来たのではないということで、北見の教育委員会にかなり抗議をしたようですけども、結局はオーケストラをつくりたいかとですね、やっぱりね、志を持った人でないと駄目です。と僕は思っている。そして、できれば地域に住み着いて生涯にわたって訓子府町民として頑張ってもらえるような人に巡り合えればいいなということが考えています。

それから、テレワーク。これも北見で田沢さんなんかが非常によくやっている。これはうちの職員が全部、ズーム会議で研修に参加したりして、その意欲をできるだけ拡大しようと今していますし、それから松本君という北見市教委の職員が中心になってやっている状況もつかまえていますので、積極的にうちの町としての特性を生かしながら打ち出していきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○9番（仁木義人君） 今回、地域おこし協力隊、また移住定住という部分に力を入れると思いますので、ぜひ、フォローを含めて、前向きに考えていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（須河 徹君） 9番、仁木義人君の質問が終わりました。

ここで昼食のため休憩いたします。午後は1時から行いますので参集願います。

休憩 午前11時26分

再開 午後 1時00分

○議長（須河 徹君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

次は、10番、西山由美子君の発言を許します。

西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。通告書に従いまして、町長に質問いたします。

町の除排雪対策の現状と課題について伺います。

雪国の地域が近年抱えている課題の一つに除雪車の土木技能員の高齢化と同時に若手の担い手が少なく人手不足が指摘されています。

また、地域においても、人口減少、高齢化が進む中で冬の除雪が困難となる世帯も増加し、各地域でのサポート体制や行政および民間の力も借りたきめ細かな除排雪対策が求められています。

本町の現状と課題について、町長に伺います。

1点目、本町の直営および委託で実施している除排雪業務の現状と課題は何ですか。

2点目、昨年実施した各町内会への除雪に関するアンケート調査結果とその後の対応策は何ですか。

3点目、高齢者や障がい者への除雪サービスの申し込み状況と課題に向けた取り組みは何ですか。

4点目、今後、人口減少、高齢化が進む中、地域の協力体制や民間活用も含めて、どのような除雪対策を考えていますか。

以上、お伺いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町の除排雪対策の現状と課題」について、4点のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

まず1点目に「本町の直営および委託で実施している除排雪業務の現状と課題」についてのお尋ねがございました。

町の除排雪事業の現状といたしましては、直営による除雪体制から申しますと、除雪専用車が2台、除雪ダンプが1台、大型ロータリー車が1台、タイヤショベルが2台、グレーダーが1台、小型ロータリーが1台、合わせて8台を10名の技能員と建設課職員で作業を行っております。

また、委託路線の除雪につきましては、町内の2事業者をお願いをしており、1社については除雪ダンプ1台とショベル3台で、もう1社については、ショベル3台とミニショベル1台により作業を行っていただいているところです。

降雪時には気象情報を逐一注視するとともに、道路状況の把握に努めながら、緊急時の対応等について関係する部署と連絡調整を行っておりますが、天候状況によっては、職員および技能員が待機して緊急出動に備えているところであります。

また、排雪作業については、主に雪の搬出作業を委託業者をお願いしておりますが、昨年度と今年度は降雪量が少なかったため、交差点部分や歩道部など、部分的な排雪作業を行っております。

例年では、12月下旬、1月中旬、2月上旬の排雪作業を想定しており、状況に応じ、作業の前倒しや排雪回数の調整なども行いながら、安全確保に努めて実施しております。

課題といたしましては、全国的には技能労働者の担い手不足が問題となっている中、町の直営で作業する技能員につきましては、20代、30代の若手技能員の任用ができております。

しかしながら、委託事業者においては、除雪機械オペレーターの高齢化が進んでいることによる今後の人員の確保および所有している除雪専用作業車両の老朽化が問題となっております。

2点目に「昨年実施した各町内会への除雪に関するアンケート調査結果とその後の対応策」についてのお尋ねがございました。

昨年8月、町内会の各世帯を対象に、町道除雪作業で発生する「置き雪」に関するニーズ調査を行っております。

「置き雪」処理につきましては、従来、地先の住民の皆さまにご協力をいただきながら、高齢等により自力で処理できない世帯においては、近隣世帯の助け合いで行われてきましたが、近年、少子高齢化が進み、町内会において担い手が確保できないことや、近所付き合いの希薄化に伴い、実施が難しくなっております。

そのため、「置き雪」処理について、外部委託による事業化の可能性について検討するため、需要の程度を調査したものであります。

調査につきましては、町内会連絡協議会にご協力をいただき、各町内会において配布、回収していただいております。配布数1,345枚、回収数691枚、回収率は51.4%となっております。

調査項目につきましては、世帯主の年齢や家族構成、既存の福祉除雪サービス利用や町内業者が行っているサービス利用の有無のほか、利用金額等の内容となっております。

調査結果としましては、町の福祉除雪サービスを利用している世帯が26世帯、新たにサービスを利用したいと回答した世帯が139世帯、そのうち福祉除雪サービスのみの利用が48世帯、業者サービスのみの利用者が30世帯、どちらかのサービス利用が61世帯となっております。

この除雪サービスの利用希望につきましては、アンケートを提出されていない世帯からも、相当数あるものと考えております。

また、利用に当たって希望する金額につきましては、「1回千円」を選んだ世帯が131世帯と一番多くなっております。

アンケート調査結果を踏まえた、その後の対応等につきましては、次の3点目と4点目でお答えいたします。

3点目に「高齢者や障がい者への除雪サービスの申し込み状況と課題に向けた取り組みは何ですか」とのお尋ねがございました。

高齢者および障がい者の在宅福祉サービスの一環である除雪サービスの今年度の申し込み状況は、高齢者が51人、障がい者が2人となっています。今年度は2月までに2回の出動実績がありました。

除雪サービスにおいては、これまでに置き雪の問題などのご指摘をいただきましたので、検討の結果、緊急避難路の除雪のほか、置き雪も取り除くよう高齢者勤労センターと調整し実施しております。申請についても継続の方は、あらかじめサービス調整会議で決定しておくなど、一度の申請行為で済むように工夫した結果、現在は苦情などもなく順調に進められていると考えております。

今後も町民の意向に沿ったサービス提供に努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

4点目に「今後、人口減少・高齢化が進む中、地域の協力体制や民間活用も含めて、どのような除雪対策を考えていますか」についてのお尋ねでございます。

ご指摘のように、近年、人口減少・高齢化が進む中、今後の除雪対策は、雪国で生活する私たちにとって、大きな地域課題のひとつであります。

そのような中で「置き雪」対策として、2年前より町広報紙において「置き雪」を除雪していただける事業者を、町民の皆さまにお知らせするなど、民間事業者の活用ガイドンスや各町内会が取り組む協働事業に対して支援できるメニューづくりの検討に着手しているところです。

また、今後、さらに町および民間事業者と情報交換を密にしながら、新しい除雪サービスの仕組みづくりができないか、継続して協議を重ねてまいります。

以上、お尋ねのありました4点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 項目に従いまして、何点か再質問したいと思います。

まず、1点目の技能員の人材不足についてですが、実は2月の中旬だったと思いますが、東京在住の知人からお電話がありまして、北海道の除雪事業について、状況を聞かせてほ

しいというお電話でした。私もこの近隣のことはわかりますけれども、詳しくわからないので、たまたま知人が民間業者で除雪の仕事をしておりましたので、現状について伺いました。そうしますと毎年、全道のそういう民間業者の除雪関係者が集まって意見交換している中では、毎年のように、この技能員の人手不足ということが議題に上がるそうです。そして、建設業界が若手の人たちへ募集をかけても、なかなか応募がないと。それはどうしてなんだろうという話になりまして、やはり冬場の仕事ですから、雪が多い時には、やはり夜間も出なきゃいけませんし、不規則なこととか、今、若者たちが安定した職業を望んでいるという傾向があるのかなというお話がありました。それで建設課の係の方とも私たちの町の事情についてもお話を伺ったんですけども、今、現場の、訓子府町の現場技能員が回答の中にありましたように10名いらっしゃるということで、今のところは、20代、30代もいらっしゃるから心配ないよということなんですけど、その10名の年代構成などから将来的にですね、町の3年、5年、10年後の町の技能員の体制としましては、どういう状況になるのか、その辺を1点お伺いしたいと思います。また民間、民間の力も借りております。民間の中には、やはり高齢化ということが回答の中にありましたが、その辺も含めてお話いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、本町の技能員の構成といたしますか、除雪体制がどうだろうか、その年齢構成、将来的にどうかということと、あと民間も含めて、どういう状況かということのお尋ねだと思いますけども、本町の技能員については10名おりますけども、20代が1名、30代が2名おります。40代が1名、50代が6人ですけども、50代の前半、51歳が2人、55歳が2人、53歳が2人ということで、50代が多いですけども、50代の中でも上と下ということになってございます。それで今後、今すぐではないけども、これからやはり4年、5年たつてくると、60を超えてきますので、そういった中で言いますとですね、新たに順次、任用といいますかね、採用して、順次、支障のないような中で進めていくということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、民間の事業者、委託しておりますけども、本町では町内にある2業者、二つの事業者をお願いしております。それで今、答弁の中にもありましたけども、機械が4台、1事業者4台ずつ、ショベルとトラック、ショベル4台ということでやっていただいています。事業者ともですね、夏場の土木作業等もありますので、いろいろ年間を通して意見交換をさせていただいていますので、状況等も一部ですけども把握をしておりますけども、一応、高齢化は進んではいるんですけども、今すぐどうこうという状況でないということです。ただ、実際、オペレーターで言いますと70代でやられている方も何人かいるということと60代もいると。主に50代が中心ということでございますので、今すぐどうこうではございませんけども、やはり5年、10年たった中で、担い手確保といいますか、特に除雪オペレーターというのは、ただ機械を運転するだけじゃなくて、熟練といいますか、非常に難しい作業ですので、資格だけじゃなくて、その育成についてもですね、今後いろいろ考えていきたいということでございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） オホーツク地域は北海道の中でも小雪地帯ですので、回答の中にもありましたけれども、去年、今年、比べてみましても、本当に少ない中でだと、その体制でも何とか間に合うのかなと思いますが、振り返りますと2006年、平成16年の1月13日から16日までの100年に1回の豪雪、ああいうことも今後、気候変動で起きないとも限りませんし、その半分の量でもやはり大変な状況になるんじゃないかと思います。今、職員の年代構成、やはり50代が6人という、6割ということで回答いただきましたけれども、職員の方とお話してて、昨年度からですか、会計年度任用職員になったということで、定年がないんですよみたいなお話があったんですが、その辺の近い将来に向けては、その辺は心配ないということで捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、会計年度任用職員の関係の退職年齢の退職年齢ないということでおっしゃられておりました。基本的には国の今の制度では退職を固定したものはないということですが、あくまで町の臨時職員の規定の部分でいくと60歳定年ということもございましたので、まだ正式には決めてないということと、全職種にわたって同一の年齢がいいかどうかという問題もありますので、特に技能員の方については、体使うお仕事ですので、そこに耐えられるかどうかということもあると思いますので、そういった意味からいくと、今後、退職年齢については決めていくということですので、こちらの方はご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） そうですね、新年度も新しい機械が入るということですから、職員の健康管理もそうですけれども、技能のどんどん変わっていくということも考えますと年代構成ってとっても大事だと思います。その辺も今後考慮していただきたいと思います。

二つ目の昨年行われましたアンケート調査結果なんですが、連協の町内会長さんたちには、その結果をお知らせしているというお話は伺っております。主にこの回答にもありましたように、置き雪に対するニーズ調査だということで、私も日出町内会としてアンケートに記入した時に建設課の職員の名前を明記して、建設課の職員から各町内会をとおしてアンケートを調査をしたというの、記憶でははじめてなんじゃないかなと思って、こういうアンケートの仕方もあるんだなと思って新鮮な気持ちで書かせていただきましたけれども、やはり係の人たちが町民のいろんなニーズに応えるために、そういう調査を行ったということはとても評価に値することかなと思いました。それで、その結果を今、ご説明いただきました。それでここで今、私もやはりそうなんだなと思ってびっくりしたことは、町の福祉除雪サービスを現在利用しているのが26世帯で、今後利用したいと言っている方たちが合計で139世帯、福祉除雪サービスが48世帯ということです。どちらかのサービス利用が61世帯、要するに高齢化進んでいきますので、どんどんこの数字は、現在発表されたよりも、もっと増えていくんじゃないかなと、そういうふうに思っています。それで金額に関しては、今、課税世帯が3千円、非課税世帯が千円となって、保護世帯は無料です。でも、やはり1回千円、1回千円ですね、これは1回千円ですね。今、町でやっているのは、回数ではなくて、11月から3月までの間、年間で3千円ということなので、そうかこういう方法もあるんですね、こういう声が聞こえたということで今ちょっと

驚きました。

それで3点目の障がい者除雪サービスのことと被っていくので、同時に質問していきたいなと思うんですけども、今現在の高齢者勤労センターにお願いしているこの事業ですけども、今の世帯数がこの回答にありますように、倍、3倍と増えた場合、受ける側の勤労者センターは対応できるんでしょうか。その辺の今の現状、勤労者センターもかなり高齢化していたり、人数が少ないというふうに伺ってますが、その辺伺います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 今のご質問の要旨は3点目の在宅福祉サービスの関連での勤労センターということで、勤労センターでの対応が可能かということでお伺いしてよろしいでしょうか。

高齢者勤労センターも、やはり高齢化とともに、おやめになる方もいるんですけども、ここ数年は理事会が年に2回あるんですけども、そのたびに新規加入者が数名ずついらっしゃいます。なので、やめる方もいますので、横ばいなのかもしれないですけど、私は微増しているのかなというふうに考えております。今年度も4月以降5名、前回の理事会では5名増えているというふうに聞いております。ただ、その増えた方が全員除雪の対応できるということではないかかもしれませんので、できる職種、そういったこともあるかと思うんですけども、現状の福祉サービスの件数では、先ほど申しましたように高齢者が51名、障がい者が2名ということで、現状の申し込み状況の中では対応はできているというふうに聞いております。この先、また高齢化が進んで、そういうサービスが増えていく状況になれば、またその時点で別の検討をしていかなければいけないかと考えております。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 今、2番と3番の大体、内容同じになるので聞いたんですが、今、回答の中で、2番の回答の中で、町の福祉除雪サービスを利用している世帯が26世帯とありましたが、今、課長の3点目の回答では、高齢者の除雪サービスが51名、障がい者が2人となっています。この差は、ちょっとわからないので説明していただけますか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、2点目の町の福祉除雪サービス利用している世帯26世帯というのは、あくまでもアンケート調査、1,345枚配ったうちの691のうちの回答が26だということで、実際は51だったということでご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 実は、町の職員がやったアンケートもそうなんですけれども、私も個人的に、やはり町民の方の声を聞いてみようと思ひまして、簡単なアンケートを実施しました。2月の末を締め切りにして、全部の中で回答してくださったのが59名です。日出のまちの方が44名、東町の一部の地域の方で15名です。私の目的はまちの除雪サービスをどれくらいの方が利用してたり、また知っている人がどれくらいいらっしゃるかということ。それと皆さんの、高齢者世帯ですから、現状がどうなのかということが調べたかったので、本当に簡潔な質問です。それで年代を申しますと、お父さまと一緒に二人で暮らしている方で50代が1人いらっしゃいました。書いてくれた人ですね。60代が

13人、70代が26人、80代が15人、90代が4人で59人ですね。うち東町の方は70代が5人、それから80代が7人、90代が3人でした。世帯数は1人住まいが26世帯、2人住まいが25世帯、3人住まいが7世帯、4人以上が1世帯、東町は1人住まいが9世帯、2人住まいが5世帯、3人住まいが1世帯でした。この59名の中で、サービスを使っている方は全部で6人いらっしゃいました。そして、もしあなたが具合悪い時にサポートしてくださる方がいますかという方で、いると答えた方が36人、いないと答えた方が23人です。まちの除雪サービスを知っていますかという問いの中では59名中、知っている方が36名、知らない方が23名おりました。福祉課の方では、毎年この高齢者の在宅福祉サービスを大きな紙を発行しまして、毎年出してくれてます。そして、その他に毎年10月には広報の中に除雪サービスをやってますと。必要な方は申請してくださいというふうに書いてくださってます。それでも知らない方がいらっしゃいます。知らないというのは、アンケートの中にも書いてありましたが、今は自分が大丈夫だと。だから人間というのは、知りたい情報というのは、ほしい時にやっぱり情報を探すものなので、確かにそういう方もいらっしゃいます。それで知らなかったということもありますが、中には80代の方。ようやくと除雪している方もやっぱり知らなかったという方がいました。あと、90代、97歳で1人暮らしで自分でやっているという人もいたので、やはり回ってみると、いろんな現実が見えてきました。高齢者センター、今年度とか来年度ですね、5人増えたというのは。新しくということですか。ですよ。違うのかな。今年度だから2年度ですか。課長がおっしゃった5人というのは。

○議長（須河 徹君） 答弁必要ですか。

○10番（西山由美子君） ごめんなさい、はい。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 先ほど申し上げました5名の新入会員は令和2年10月16日に開催された第2回定例理事会で報告を受けておりますので、2年度に4月1日以降に増えている人数が5名ということです。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 高齢者勤労センターにもちょっとお伺いしましたが、今、男性会員が25名、女性会員が10名で35名だそうです。男性会員は60代が6名、70代が13名、80代が6名、女性は60代が4名の70代が6名ということで、この年代層で、そして今、これからどんどん倍以上になって増えていく可能性がある除雪サービスでまかないきれののかなという心配がとてもありました。それで建設課の方で置き雪もありますけれども、実際に福祉サービスを受けてないで自分ひとりでやっている方たちも、いずれやれなくなる時期が来るということがアンケートの中でも回答にもいっぱいあったんですけども、そういう場合、やっぱり高齢者勤労センターだけに頼ると言ったら変ですけど、いいのかな。町内会の連協の皆さんと議員全員で意見交換した時も、やはり町内会、行政も含めてですね、協力体制というのをしっかりと仕組みとしてつくった方がいいんじゃないかという意見が出ました。ボランティアを募ってということで、そういうことを考えてた時に、たまたま道新で北見市で高齢者の雪かきを30人のボランティアがやったということで、さっそく社会福祉協議会の方にお電話をしました。これ北見市の場合にとってはとても範囲が広いので、北部とか中部とか南部とか、それぞれに地域包括支援センター

があります。そして高齢者相談支援センターというのがあります。民生委員さんも含めて、それらの各地域の情報を北見市社会福祉協議会が一括して、どこの地域は地域でちゃんとやっているとか、ここはボランティアが少ないとか、そういうことを一応情報として押さえているそうです。今回の試みはボランティアの発掘を目的として行ったそうです。だからまだ継続的にやれるかどうかの確証はないんだけど、今回30人のボランティアで一人暮らしの高齢者のお宅をおうちの周りですね、みんなでスコップでこ雪かきをしたということが出ていたそうです。で、今後について、小さなまちです。だから北見市に比べると状況も把握しやすい地域ですので、高齢者勤労センターのみならず、もう少し広げた支援の拡大というのをどのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 今、議員の方から北見市の例が出されましたけども、豪雪地帯で、豪雪といいますか北海道の中でも雪の多い岩見沢市あたりはですね、地域除排雪支援という事業を行っておりまして、ここも社会福祉協議会が中心になって、町内会と連携しながら、市民の中から企業、団体、個人、学校等からボランティアを募って、そして除排雪支援を高齢者や身障者等の除排雪支援を行っているという状況になっております。先ほど来、ご心配されていますように高齢者勤労センターだけで、今後、将来的に対応できかねる状況も予想されますので、将来を見据えて、そういったボランティア体制を整えて、町ぐるみでの高齢者ですとか、身障者の方たちの支援を行うようなことも今後検討していかなきゃならないのかなと思います。

それから、できれば民間のですね、他にもお年寄りばかりじゃなくて、除雪を希望される方、個人でなかなかできないという方もいらっしゃいますんで、そういった面では、民間事業者の方たちにも発掘できればいいかなというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 本当によく行政の方たちが自助、共助、公助と言いますけれども、言葉だけではなくて、本当にみんなでやっていかないと乗り越えていけないのかなという気持ちは実際まわってみて思いました。住民の方もですね、1回になんかたくさん書いて、あとで黒いマジックで消した方が2人ぐらいいたんですけど、お話した中でどういことを書かれたかと言いますと、これは自分の欲望だからねって遠慮なさってたんですが、男性の方、ひとり暮らしで自分の体あちこち悪くて、なかなか除雪もしんどいんだという話から、除雪機ありますよね、除雪機を例えば町の方で貸し出ししたり、それから買う時の助成をしたりできないかなという話がありました。それからやはり年金暮らしでやっぱり除雪に人を頼むとなると費用がかかるということで心配されている高齢の女性たちもいました。北見市にお話伺った時に、北見市の場合は、除雪サービスは積雪20cmなんですよ、20cm以上降った場合に玄関から公道まで、1m幅やってくれるんですよ、それ無料なんですよ。無料なのかと思ったんですが、訓子府町の場合はよくよく考えていくと、先ほど回答にありましたように、積雪10cmで来てくれます。そして、今、係の方がやってくれたように、少しずつこう、1mではなくて、少し置き雪もやってくれとか、それから課税の方が11月から3月までで3千円で、非課税の方が千円で生活保護の方が無料というふうに3段階に分けてますし、いきなり無料にするということが本当はいいんでしょうけども、意外とそれも除雪費用ってとってもしっかりかかりますから、いいこと

なのかなと私も思い直しました。町のいろいろ予算の中で見てみましても、利用者負担は、一応予算の中では8万円とか8万5千円で、除雪サービスとして委託料として町で払っているのが、在宅サービスと障がい者も含めていったら100万、110万ぐらいなんですね、それが多分勤労センターに支払われているのかなと思います。だから個人で民間に頼んだりすると、やっぱり1回いくらって、ひどいところでは、お年寄りだからといって、何人に来て、すごい法外なお金を要求する人たちも、要するに何て言うんだろう、弱みに付け込んだ業者もいるというお話も聞いてますから、そういう意味では、そこら辺を町民の方にやっぱり町でもこれだけ負担をしていて、そして皆さんに状況によって、こういうふうに分けているんだということも知らせることも大事なかなと。そして先ほど毎年10月に載せてくれてますが、私もそうですが、北国の人には雪が降ってはじめてやっと冬が来ると思うので、10月に最初載せたら、せめて12月まで毎月載せてほしいなと思います。いよいよ冬に入った時に調子が悪くなったり、頼みたいって方も増えてくると思うので、ぜひその周知に関してお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 除雪機を町で貸出できないかということについては、これからの検討の余地があるかと思います。そして、北見市は積雪20cm以上で無料だということなんですけれども、本町でやっている福祉サービスはあくまでも勤労センターの作業といいますか、そういった雇用の確保も含めまして委託しているということもございますので、その中で民間に委託、ボランティアではないということでご本人にも少しですけども応分の負担が必要でないかということで今、課税世帯で3千円、非課税世帯で千円ということになってきている状況です。過去には社会福祉協議会等も含め、ボランティアも含めた除雪サービスが展開できないのかということを検討はしました。ただ、除雪のボランティアというのは、今までしてくださった方も高齢化になってきたりとか、農家の方も含めてトラクターでやっていただけないかとか、でもそうなりますと、例えば庭を破損させてしまったらどうしようとか、そういったことで、ちょっとボランティアでは、福祉保健課主体で検討した時にはちょっと難しいという結論は出てはおります。ただ、今回、建設課サイドの方でアンケートもとっていただいておりますので、また別な検討ができるのかなとは思いますが。また、周知ですけれども、10月に1回ということで、そのあとも必要ではないかということですので、それは検討させていただきたいと思います。10月に一度掲載するんですけれども、それは主に前年までのサービスを受けた人向けに、そういう前年まで受けた人にはこちらからもう一度確認させていただくということもしておりますので、新規の方は随時、申請を受けているという状況でございますので、またその周知に努めていきたいと思っています。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） たまたま道新でも4回にわたって豪雪地帯が対象だったと思うんですが、今の除雪事情について、いろんな意見が出されていまして、最後の回のところですね、北海道開発技術センターの所長さんのお話なんです、ちょっと気になったんですが、行政は何をするべきでしょうという欄で最後にですね、限られた予算の中で、例えば除雪を充実させる分、福祉サービスを下げるなど、行政サービスに優先順位をつけることもみんなで議論しなければなりません。これとっても引っかかったんですが、その

前段にはいろんなお話をしてました。もっとやはり議論が必要だと。住民と行政とやっばりこれから高齢化して困っていく人たちが増えていく除雪分野をどうするかということだけでなく、総合的に考える必要があるということがついているんですけどもね、限られた予算で確かに除雪サービスをすれば福祉サービスが少なくなる。でもそれじゃあ、ちょっと違うんじゃないかなって思うんですけども、その辺のことも含めてですね、今後の訓子府町が本当に困った人のために、住民の方はみんな80代でも90代でも除雪は自分でするもんだってみんな思ってます。だから力のない方でも本当に一生懸命やってくれてるし、隣の人がそれを見るに見かねて手伝ってくれるんだよって、本当にそういう生の声を聞きました。だけど、90代の人が1人で住んでいる、それが今、現実の社会なので、やはり、いつできなくなるかわからないというのも、何か月様子みますので、その辺も含めて、すべての町民にやさしいまちづくりというふうにずっと掲げていらっしゃる町長の考え方というのは、すべての町民にやさしいというの、とっても私は難しいことだと思っているので、それも踏まえて、本当に困った人にはどうしたらいいのかということを新しい仕組みづくりも含めてですね、どういうふうに考えていらっしゃるのか、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） すべての町民にやさしいまちづくり、すべての町民にやさしい除雪体制、簡単なようで非常に難しい、自治の根幹を問われているような問題提起だというふうに私は思っています。

何点か整理して終わらせておきます。

一つは、近隣町村と比較をよく西山議員されますけれども、うちの町は除雪、土木作業含めて直営で、基本的には直営です。置戸も隣の町、北見も全部委託であります。これはさっきから出ていますように、委託関係でいきますと、民間ですから、高齢のドライバーの問題というの当然抱えて、うちもそうだと思いますけれども、しかし、うちの町は少なからず、そういう除雪とか何か困った時には即座に対応できる体制のために私は直営を大事にしている。働く人を大事にしてきているつもりですから、おのずと将来的に今度、行政改革の話も出てきますけれども、これらを民間委託にしたらいいじゃないかという話も出てきます。でもしかし、実態は民間はドライバーの高齢という問題も抱えているということも現実ですから、総体として、やっぱり公共としての除雪をどうしなきゃいけないかということをこれから検討していかなきゃならないだろう。ただ、私が役場にきた頃に坂地さんとか大変な方たちがいました。夜中かけて除雪をして、手のひらが出血して、真っ赤になって除雪をしたという話をよく聞かせていただきました。しかし、今、機械が進んでいまして、もうパワーステアリングになってますから、そんなドライバーはいません。だから機械も随分変わってきていますから、60そこそこでうんぬんということ、その人によるんでしょうけれども、やっぱりメカの発達に伴って、そういう状況ではなくなってきているということでありますから、一概に年齢がどうなのかということは言えませんけれども、いずれにしてもやっぱり直営でやる方がいいかどうかということも。日出の車座トークだったと記憶していますけど、うちの職員が町はもっとやらなきゃ駄目だという話をした時に、私は君も建設課の職員として、それに関わっている職員が今それでできるかという話を逆に質問をしました。できませんと言いました。だから公共として、幹線を中

心として、スクールバス路線、それから搾乳の集乳路線なんかを除雪する一時的な急いでやらなきゃならないということからいくと、今の状況では無理だということが私は結論だと思います。で、置き雪の話になりました。置き雪はできない、できないという検討するではなくて、課に指示をして、どうすればいいんだという仕組みをちゃんと考えていただきたい。それは2年前です。アンケートをとったり、いろんな努力をしていただきました。それで、町内会やボランティアの限界というのは、もうそろそろきているというのも事実です。機械を貸すということもありましたけど、けがしたらどうするとか、いろんな問題がありますから、なかなか難しい。そうすると、我々は今やっている名和、村口、山田、そして富山、そして何か所かあります。この人たちが果たして置き雪をできないのかという検討をしてもらいました。何かあった時にはやれるけども、毎日となると難しいと回答でありました。で、じゃあどうすると。置き雪で困っている人たちを放っておくのかという話になりました。そして、やったのは勤労センターです。勤労センターは可能な限り努力するという回答をいただきました。だから、今のところは困っているというところはないというのが、そういうことだと思います。それから農家地区です。農家地区はいまだまだ実践会で、どうして隣組みたいな関係がありますから、高齢世帯に対する協力をしてもらおうということ。とりあえず今はそういう中で何とか対応してきているというのが実態です。そうすると、将来的にどうするかということの、あくまでも個人の住宅の前も含めて、公共の除雪含めて、あらゆる可能性をやっぱりみんなで作り上げていくということが求められているんじゃないか。状況によっては、90代以上の除雪は職員にやってもらわなきゃどうしようもない時がくるんでないでしょうか。我々の仕事の中身も変わってきていますけども、しかし、いくらあれでも、職員がやればすべて解決するかなんてことにはならないと思いますので、総体的な検討が私は必要な時がもう既にきているということで、アンケートもやっていますし、状況は建設課でも福祉でも把握してますから、しかし、私どもの町の除雪は大変素晴らしい、北見と比較しても問題にならないぐらい良い除雪をちゃんとしてくれているという実態もありますから、これらも含めて、総体としての検討も時期に来ているということのをこれからも私も自覚しながら、さらに内部検討を進めていきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） タイムリミットですので、たくさん良い回答いただきました。訓子府町の除雪事情がすごく良いというのは、私、調べて、皆さんの声を聞いてよくわかりました。今後は農家の助けを必要じゃないかという議員からの提案もありましたので、無理ということではなくて、まずはいろんな関係者が話し合って、どうしたら一番いい体制が作れるのかということのを今後検討していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 10番、西山由美子君の質問が終わりました。

ここで2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時00分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、6番、西森信夫君の発言を許します。

西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 6番、西森です。通告書に沿って一般質問をいたします。

まず、今日は東日本大震災10年目ということで、心より哀悼の念と亡くなられた方へのご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、一般質問に移ります。

町民が安心して受けられるワクチン接種について、町長にお伺いをいたします。

新型コロナウイルスが発生し、1年経過しました。世界規模の大発生と変異を伴うウイルスの出現、収束もいまだ先が見通せない現状です。このウイルスを克服するために世界はワクチンの開発と接種の対応に動いていて、我が国も海外からワクチンを購入し接種へ向けての道筋が示されつつあります。

ワクチン接種は強制ではありませんが、蔓延を防ぐためには必要だと思います。ワクチン接種がコロナ問題のすべてを解決してくれる訳ではないことと、接種までにはまだ時間がかかるとは思いますが、一筋の明光であることに違いないと思います。町民がワクチン接種に関し、抱えている不安とコロナウイルスを克服し、早く以前のような生活に戻るためにも次の点につき伺います。

1、接種の時期や場所を選択することはできないか。

2、コロナウイルスワクチンのほか、新型コロナに関して風評被害に対する行政の取り組みについて。

3、接種による被害に対する補償は。

4、接種を受けられない人への対応は。

お伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町民が安心して受けられるワクチン接種について」4点のお尋ねがございましたので、回答させていただきます。

1点目に「接種の時期や場所を選択することはできないか」とのお尋ねがございました。

本町では、新型コロナウイルスワクチン接種について、集団接種として実施することにいたしました。3密を避けるためにも広い会場が必要だと判断し、公民館講堂を会場といたしました。かかりつけ医での実施についても検討しましたが、現状では難しい状況です。したがって、場所の選択はできないことをご理解いただきたいと思います。

日時については、まずはじめに高齢者から接種が始まり、順次、一般へと移行します。ワクチンの保存期限との兼ね合いもあり、短い期間内で選択していただくことになります。コールセンターや^ラ I N E^イ N E^ンを利用しての予約受付となりますので、限られた期間内ではありますが、その中で選択していただきたいと思います。

また、事情により、受けたくても決められた期間内に接種できなかった場合は、ワクチンのある時期であれば、別途相談を受けたいと考えております。

次に、2点目に「コロナウイルスワクチンのほか新型コロナに関して風評被害に対する行政の取り組みについて」のお尋ねがありました。

新型コロナウイルスによる感染者等に対する誹謗中傷は報道などで知る限り全国的な間

題となっています。

新型コロナウイルスは誰もが感染する可能性があり、それを理由とした誹謗中傷や差別的な言動などはあってはならないことであります。

そういったことから、正確な情報を収集し整理し正しい知識に基づく広報や町民周知などに努めてきたところであります。

4月からは高齢者からワクチン接種が始まり、原則希望される方に接種できる体制を整備してまいります。強制ではありませんので接種されない方への心ない差別的な言動なども心配されるところであり、今後においても国、北海道からの周知の伝達のほか、私からも継続して町民の意識に訴えてまいりますのでご理解いただきたいと思います。

3点目に「接種による被害に対する補償は」とのお尋ねがございました。

ワクチン接種による健康被害に対する補償については、その他の予防接種と同様に、予防接種法の規定に基づき、国が全面的に補償することになります。

万が一、健康被害を認める場合には、北海道の相談窓口にご相談していただくこととなりますが、その連絡先は接種後にお伝えするほか、ホームページ等でも周知に努めてまいります。

4点目に「接種を受けられない人への対応は」とのお尋ねがございました。

発熱などによりワクチン接種ができなかった場合などは、あらためて受けていただくよう調整をさせていただきます。また、持病をお持ちの方や妊産婦の方は、主治医に相談していただきたいと思います。

また、高齢などにより接種会場に来られることが困難な方については、接種できる体制を検討しているところでございます。

現在の新型コロナウイルスワクチンは、接種したからといって、全く感染しなくなる訳ではありません。ワクチン接種の目的は、感染しづらくすることと重症化を防ぐこと、そして、医療現場の疲弊を防ぐことだと考えています。今後もマスクの着用、3密対策などの感染対策を続けながら、新しい生活スタイルを守ることが重要になると考えています。

ワクチン接種については、安心・安全の実施に今後も努めてまいります。

以上、お尋ねのありました4点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） それでは、何点か再質問をさせていただきたいと思います。

まず最初にワクチン接種は必要で打たなければコロナウイルスにかかる危険性があり、ワクチン接種は必要と考える方は多くいると思います。しかし、実際に迫ってくるいろいろな心配や、もし示された日に接種できなかったらコールセンターに予約した日や時間に接種できなかったらどうなるかという町民のおの心配があると思います。まだまだ細かい点で流動的な面もあると思いますが、現時点での決定事項、または方向性のわかる範囲内でお答えをお願いをしたいと思います。

まず1点目の接種の時期や場所を選択することはできないかということですが、一度に本町に来るワクチンの量にも制限があるという報道がされておりますが、本町では一体全体いつワクチン接種が始まるのか予想をお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 本町でワクチン接種がいつごろになるのかというご質問でございました。道からの通知で言いますと、北海道にまず4月5日2箱、4月12日10箱、4月19日に10箱届く予定でございます。その部分の計22箱については、2次医療圏の地域にそれぞれ配布される予定でございます。全道22市町村でオホーツク管内は北見市と紋別市の2市となっております。それで全道の各市町村に行き渡る時期ですけれども、今の予定で言いますと4月26日の週に全道各市町村に1箱届く予定になってございます。それで今考えている部分につきましては、1箱ですと約500人分、2回接種しないとイケませんから、500人が対象となります。2回目の部分がいつ来るかというのがわかってない状況ですんで、2回目の接種期間が20日置いて2回目を接種しなければならないというふうに、速やかに接種しなければならないとなっていますんで、1箱来た段階で接種を開始するか、それともある程度ワクチン供給が見込める状態が整った時に進めるか、今、実際検討しているところですのでご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 国からくる薬の加減によっては時期がずれたりするということもあり得るということですが、次に、年齢や条件によって、当然時期や接種場所が個人的に示されるというふうに思うんですが、町民の中でワクチンは接種したいんだが、ある程度の人たちが接種してから打ちたいという人、または1週間、あるいは1か月あとで打ちたい人がある。この場合は薬がある限り、先ほどの説明だといいですよということでありましたが、この件についても、それが可能なのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） まず、コールセンターの方に何日から何日までの30分単位でこれだけ予約を受け付けてくださいということで連絡しますので、その中で予約を自分の都合のいい日を設定していただくということになります。ですので、そのワクチンの供給の範囲内でないと予約がとれませんので、ご自分の都合でひと月後だとか、そういったことはなかなか難しいかと思います。ただ、発熱だとか、そういった事情で予約をした日に接種できないといった時には、それはまた別の機会になるかもしれないですけども、優先して対応していきたいとは思っております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） わかりました。次に、訓子府は一括して打つんだという方向が示されましたが、北見日赤だとか、北見の小林病院など、かかりつけでかかっているお年寄りがかかりにいるという中で、かかりつけ医での接種は、これどうしても不可能なのか、何とかそれができないのかという要望もあります。それが1点。もう1点は、静寿園など、高齢者施設の中の接種は、なかなか接種場所まで来れないという中で、現地へ出向いての接種になるのか。3点目としましては、高齢者で会場までなかなか来れないと。そういう町民への対応はタクシー券を使うのか、送迎するのか、また、そこら辺の希望をとるのか、3点ほどお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） まず、1点目にかかりつけ医での接種はできないかということでございます。これについては、北見医師会に2名の医師の確保ということで依頼しておりますが、現在、北見医師会の方で各医療機関にアンケートをとっているところで

す。医師によっては、やはり自分で抱えている患者については自分でやりたいという方もいらっしゃるようですので、そのアンケートの結果を待って判断することも必要かと思いますが、当初は北見医師会の方ではかかりつけ医ではまったくできないということを聞いておりましたので、現状はその可能性が低いということで。中にはできるかもしれないというところで考えております。

二つ目に静寿園等の高齢者施設等ですけれども、これにつきましては、今、訓子府クリニックの院長が静寿園であれば月2回訪問診療といいますか、静寿園のかかりつけ医のようなこと、嘱託医になっておりますので、月2回訪問しておりますから、その時に接種をしていただきたいと考えております。それに合わせて、はるる、場合によってはもりの風も該当になってくるかもしれませんので、そういったところでは、訪問による接種を検討しております。

3点目に会場まで来れないご高齢の方をどうするのかということですが、現在、それについては、接種対策班の中で非常に頭を悩ませているといいますか、検討を重ねているところでございます。それで移送サービスだとか、重度の方で交通費助成を受けている方だとか、そういった方はまず優先して取り組まなければいけないと思っているんですけれども、それ以外でも、やはり来るのが困難な方ていると思いますので、そういった方をこちらに電話していただくのか、その方法はまた別としまして、できるだけ接種受けたいと思っていらっしゃる方に受けていただくような方法を考えていきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 今、課長が示された方向で極力、1人でも多くの方が受けられるようお願いをしたいというふうに思います。

次に、2点目のコロナウイルスワクチンのほか、新型コロナに関して風評被害に対する行政の取り組みについて再質問をしたいと思います。

コロナウイルスは病気だけでなく、人の心までもむしばむ恐ろしい病であります。またSNS、インターネットによる誹謗中傷があり、小中高の子どもたち、これ全国であります。今年は自殺者が479名にもなっております。非常にこういうことで子どもたちがコロナの影響を受けるということでもあります。また、3月7日のNHKの報道によりますと、コロナ差別で全国で延べ2,300件の相談件数もあったという報道がありました。これに対して、もしこういうことが本町で起きた場合、町としての対応、先ほど町長も示されましたが、再度お聞きしたいんですが、どういう対応、具体的な対応をとるのか、お伺いをいたします。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、新型コロナの感染症に対する誹謗中傷等の、もしそういうことが起きた場合に行政側の対応をどうするかというご質問だと思います。基本的には関係機関、特に、学校等については、学校の教職員の中で一定程度の対応をお願いするということになろうかと思います。あとは広く一般的な、そういう事象が発生する前にですね、今回、3月号の広報でも町長の声として、そういった誹謗中傷はあってはならないということをお伝えをしております。そういった意味からいくと、広く住民の方に訴えていくということが今後も必要になろうかというふうに思いますので、ご理解をいただ

きたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） この誹謗中傷に関しては、非常にどこから出てくるかわからないということで、町長も3月号のくねっぶにこれ載せてありますが、ちょっと記事が短いんですね、町長もうちょっとここへ載せてくれればなというふうに思ってたんですが、非常に自殺までする方が全国の中にはいるということで、これは決してあってはならないということになります、これ法務省によりますと、相談窓口を設けているんですね、無料で。困った時は相談をしてくれということによっております。それから町民の中にはアレルギー反応や他の件で接種したいができないという人がおります。そういう人への、なぜあの人はしないんだろという風評被害、または不幸にもコロナにかかってしまった、まだ本町出ておりませんが、コロナにかかってしまった人、その人たちに関しましては、家族、身内に対する非常に誹謗中傷が強くなるかと思っています。そこら辺がないように、私は思うんですが、この町の広報紙もいいんですが、各町内会長、それから実践会長とおして、地域内へコロナに関する対応につき、風評被害のない差別することなく地域で支え合うことへの協力へのお願い文を託されてはいかがかなと思いますが、お伺いをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 大変、西森議員からは非常に町民を思うお気持ちを伝えていただいたというふうに思っております。そういった意味では、議員言われた自治会というか町内会、実践会を通じたそういった呼びかけも含めてですね、今後検討してまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 今、総務課長から話がありましたように、起きてしまったんではどうしようもない話になりますから、こういう風評被害が起きて、子どもが学校に行けなくなった。また町民が地域に住めなくなったということの起きないような方策を万全を期してとっていただければなというふうに思います。よろしく願いをしたいと思います。

続いて、3点目の接種による被害に対する補償に関しての再質問をしていきたいと思います。

広報くねっぶ3月号によりますと、接種の副反応が起きた場合、健康被害救済制度があると。これ医療費、障害年金などの給付とありますが、国は起きた場合は分析し、国民に公開するというふうになっております。ここで実際、本町でこういう接種に対する被害が発生した場合の対処法を伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 実際に副反応、そういったことが起きた場合の対応についてでございます。これは、健康被害救済制度についてということによろしいでしょうか。

まず、おそらく医療費がかかってくると思いますので、かかられた病院の先生がまず保健所に報告するということになります。その上で申請自体は町ですることになりますので、町の方に相談をしていただきまして、町の方から申請を上げていくということになります。そのあとに町の方でも委員会を開催しまして、保健所や旭川医大の先生が委員になっていただいているんですけれども、その中で検討していただいて、それが副反応によるものだ

ということの事実とかをそのあと明らかにしていくことになります。その上で認定を受けた場合に医療費の公費負担だとか、ケア的にですね、手当での給付、そういったものが受けられるという仕組みになっております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） これ医療従事者、ワクチン接種が早かったんですが、医療従事者の方がワクチン接種によるくも膜下出血により死亡したという報道がされました。これは非常に私もショックでしたが、何千人に1人、何万人に1人とうたわれていた中で、日本で打ち始まって早くも犠牲者が出たという報道がされましたが、万が一、ワクチン接種で死亡したということになれば、コロナにかかって死んだのと同じような話になりますので、これは起きてはならない被害の一つだと思います。死ななくてもやっぱりワクチン接種をして吐き気やめまい、頭痛がずっと続くんだ、病院に通わなきゃならんだといった時の補償がないと、心配でやっぱりワクチン接種もできないということになるかと思っておりますので、ここら辺はやっぱり万が一のこういう事例が生じた時には、こういう補償制度もちゃんと手当しますという町民に対しての説明も必要かなというふうに思いましたので、そこら辺の対応をよろしくをお願いをしたいと思います。

時間がないので、次4点で最後の再質問をしたいと思います。4点目、接種を受けられない人への対応ということになります。これの再質問になりますが、まず接種を受けられない人の中で、個人の都合で受けられない場合と、それからワクチンが来なくて受けられない場合があるかと思えます。ほとんどの町民の方は早くワクチンを受けたいと。コールセンターに予約して、待ちに待っていた人が指定された日に体調が悪くなってできなくなった。37.5℃以上の高熱が出た場合、ほかの理由による場合、いろいろあるかと思えます。これはあとで受けられると先ほど説明がありましたが、その分の仮に受けられなくなった、その人の分の薬はどうするのか、どういう対応をするのか、その何人かがそういう事例が出た場合は、その次の人の手当てをちゃんとしておくのか、そこら辺の事実関係、前後関係を伺いたしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） その前に医療従事者が1名亡くなったということなんですけれども、これは接種の3日後にくも膜下出血ということで、接種との因果関係は確認されていない事例かと思えます。それでできるだけそういった心配がないように、その場でアナフィラキシーでも起きましてね、入院された場合には、確定というか、そういったことは早いかなとは思っています。

そして、続きまして、ワクチン接種ができなかった場合、例えば4月26日の週に1箱届くという話を先ほどしましたけれども、その時に2回分を確保しなければいけないので、おそらく500人前後に予約をしてくださいということでご案内を申し上げます。ですので、予約をした段階で発熱をされたということになりましても、その方の分はそこにワクチンは確保されているという考え方になりますので、ただ、その日、接種ができないということになると、ワクチンが無駄になる。そういったことも考えられるかと思えます。そういった時には、実は、集団接種に関する職員も医療従事者に見なしても良いということになってきておりますので、だんだんこう国の方の見解も随分変わってきてますので、そういったところでワクチンができるだけ無駄のないようにということで、突然になるかもし

れないんですけど、少しでも職員が受けていってワクチンの無駄が出ないようにということとは配慮していきたいなとは思っております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 今、谷方課長の説明で無駄にならないんだというのがわかりましたが、こういう事例はかなり想定される事例でありますので、貴重なワクチンでありますので、有効に使えるような方策を考えていただければなというふうに、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、ワクチンがやっぱり北海道内でまだ不足していると。道内が困惑しております。来月はじめに高齢者を接種がはじまる。それから供給予定4月分が0.7%、国からの供給予定よりは絶対的に不足してアメリカのファイザー製ワクチンは1箱195瓶入りで1瓶5回接種だと。今、6回、7回という事例も報告されておりますが、4月中、道内に届く予定ワクチンは22箱ですか、1人2回接種だとやっぱり0.7%相当の約1万1千人分しかないという報告もされていて、非常にこれいつ打てるのかなという、単純にいつ頃打てるのかなという感じも受けますが、厚生労働省の4月下旬に全道179市町村、これ1箱ずつワクチン配分というふうにあるんですが、この1箱ずつ配分って、これ本当に届くとは思いますが、この見通しとワクチンがごく少量しか届かなかった場合、配分はどのようにするのか、また優先順位、持病の人を優先するのか、また持病があって高齢者を最優先するのか、リスクの高い人に接触し重症化を防ぐということが重点になろうかと思いますが、その3点ほど聞きたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 1箱しか来ない前提でお話しますと、優先順位は国から高齢者がまず1番目、2番目に基礎疾患のある方ということで順次決まっておりますので、例えば500人しか打てないということになりますと、うちの高齢者だけでも1,866人ということで数字を押さえておりますので、500人ということになりますと、高齢の方から案内を差し上げるとか、そういったことで今、検討中でございます。なにぶんワクチンのどれぐらい入ってくるのかというのが見込めない状況での検討ですので、これからどんどん流動的というか変わってくるかと思いますが、現在はそういった方法も考えております。ただ、その前に高齢者の静寿園だとか、そういった施設の方でクラスターが発生すると、万が一発生すると大変なことになりますので、まずはそちらを優先で、そしてご高齢の方からとか、そういうのを優先順位を町の中で決めていかなければならないのかなとは考えております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 適材適所、臨機応変に対応していくというようなことだろうと思いますが、せっかくのワクチンですので有効な活用をお願いをしたいというふうに思います。それでワクチンの接種の順番に関してなんですが、先ほど言ったように、まず一番は高齢者優先、次は疾病を持っている、持病を持っている人からやっていくんだという報告がされましたが、一般の方が接種券をいただきまして、コールセンターへ予約した場合、順番が決まると思うんですが、薬の量の関係もありまして、大変こうシビアな問題になります。同じ日に申し込んでも30分間隔で申し込んだ順番をつけるんだというふうになります。これ申し込みが集中した場合、町は業者に委託するという説明をしておりました

が、ちょっと安心したんですが、町民をわかりきっている町が、あの人も申し込んでいる、この人も申し込んでいると、同じ時刻にどういうランク付けをするのかなと非常に私の頭では、あいつは気に入らんから後に回すかとか、そういう対応されては困るなというふうに思ったんですが、全然わからない業者が順位をつけると。これで大丈夫でしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 今、考えているコールセンター、そしてLINEでの申し込みなんですけれど、これは全道の多くの市町村がそこに委託する見込みであります。全道といいますか全国規模になるかと思えます。大丈夫かということなんですけど、30分に対して何人いられるのかというところをこちらで示しまして、高齢者と一般ではちょっと数を変えようかとは思っているんですけど、そういったところで、その枠に順次埋めていく、この日がいいといえ、その日空いていけば先に埋めていくということになるかと思えますので、ちょっと早い者勝ちというところもあるかもしれないんですけど、そういったことも考慮していただいて、できるだけ早く申し込んでいただくのがベストかなとは思っています。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 町民の生命に関わることで、全国、全道の市町村がコールセンターを利用するという回答がありましたが、コールセンターを通していますので、その申し込みに関してはわかりませんでは、非常に町民に対して失礼な話で、やっぱりこちらの役所の担当がやっぱりそこら辺をある程度把握すべきだというふうに思いますがいかがですか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 今、西森議員のご質問は、町として受付されている町民の方がわからないという部分のご質問だったと思いますけども、予約関係はコールセンターの方、事業所の方に委託しますけども、それは都度ですね、町の方にこの方が申し込みしましたよという通知はきますのでそういった部分では町としてもどの方がいつ何時に接種するという情報は共有してございます。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 今、業務監の方から説明ありましたが、それを聞いて一つ安心しました。やっぱりいくら職務をコールセンターに委託したとしても、やはり委託したすべてをある程度、福祉保健課が把握しているんだよというところが必要かと思えます。当然、町民からの質問も出てくると思いますんで、そこら辺、ぬかりなくやっていただければなというふうに思います。

次に、今までいろいろ聞いてまいりましたが、あくまでもこれは薬が順調に来てからの対応ということになります。少ないワクチンをどのように配分するか。また不公平にならないように進めていただければなというふうに思います。特に、ファイザー、アストラゼネカ、モデルナに関しては、ファイザーに関しては21日目で2回目を打たなきゃならん。それからあとの2社に対しては28日で打たなきゃならんという2回接種ということになっておりますので、非常にこうなってくると、特に高齢の方は1回打てばいいのかなんていう安易な考えも出てくるかと思えます。ぜひそこら辺を徹底して、やっぱりコロナにかからないようなワクチン接種に心がけていただければなというふうに思います。

また、貴重なワクチンが無駄にしないようなことで、間違っても使用不能になるような管理をしないような方策もとっていただければなど。それから当然、ワクチンには期日もあろうかと思います。1人でも多くの町民にワクチンがいくような方法で万全を期していただきたいと思いますが、まずワクチンが無駄にしないような方法について、本町がとる方策についてお伺いをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） ワクチンが無駄にしないような方策という部分ですけども、先ほど答弁いたしましたけども、その日に急遽、熱が出ましたとか、都合が悪くなって接種できないといった場合は、町職員の方に都合を聞いて接種できればしていただくということで、そういった部分で考えておりますし、一部、報道でファイザー製のワクチンのマイナス75℃程度で保管をしないといけない冷凍庫ですね、そういった部分の故障があつて無駄になったという報道もありましたけども、本町の方では役場の方に、役場の方は無停電電源装置、停電になった時に電源が切り替わる装置がありまして、その工事を今月の17日ですか、しまして、万全な体制を整えていきたいというふうに考えております。それでそういった部分で無駄にしないような部分は気を付けてというか、無駄にしないように対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 補足なんですけれども、先ほどファイザーが21日後に2回目の接種、モデルナが28日目ということなんですけれども、ファイザーは18日以降ということで、21日を超えた場合には速やかにということになっております。モデルナも同じようなことだったかと思います。それで予約の際には、2回目も一緒に受けることができるかどうかということで、コールセンターの方と調整をしていきたいと考えております。そしてまた、コールセンターの方は、前日に明日接種ですよということの連絡も可能のようですので、そういったところで万全を期していきたいとは思っております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 先ほど業務監の方から高齢者が何かの都合で受けられなかった場合は職員に打ってもらってワクチンが無駄にならないような対応をとるというような話がありましたが、それでよろしいですか。非常にこれに関しては、職員が大変な思いするのかなというふうに思うんですが、そういう対応をもしとれるのであれば、ワクチンが非常に無駄にならないということにつながりますので、よろしくお伺いをしたいというふうに思います。

最後になりますが、このコロナワクチン接種に関しては、いまだかつて例を見ない事例であります。16歳以上の町民がワクチンを接種をすることになり、何としてもこの困難を町民一体となり乗り切らなければならないというふうに思います。担当職員はもとより行政における職務の多忙と責任の重さに敬意と感謝の気持ちであります、これからが本番となります。官民一体となり乗り切っていかなければというふうに思います。最後に町長のこのコロナワクチン接種に関しての決意をこうお聞きしたいと思います。よろしくお伺いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 午前中の山田議員の質問とただいまの西森議員の質問でほぼ私ど

もが今、掌握していることについては職員の方から説明をできたのではないかなというふうに思っています。何点か申し上げます。まず、私の町でコロナが発生したら、橋本オホーツク総合振興局長から私の携帯電話に連絡が入ります。あるいは職員には保健所の所長から電話が入る仕組みになっています。その上で、このケースは他に蔓延していく可能性が、クラスターを発生する可能性があるかどうかと。それから個人が守秘義務と言いましょいか、情報を公開していただきたくないという要望も出てきます。そんな中で我々は関係機関と最終的に総合的に判断してどこで発生したかとか、そういったことの公表をするか、しないかということを決めていきたいと。それは先ほど言っていた、いろんな個人のいじめやいろいろな問題も発生するという危険性もありますから、本当に神経の使う判断をしていかなきゃならない。福岡だったと記憶していますけども、その保健所の資料が漏れたということがありました。何千人か分の感染者の名簿がリストが出たということで、そこでもう相当なバッシングが起きてきたということも報告されています。現に私どもの町にも訓子府にも実はもうコロナにかかった人がいるんだと。こんな噂がバーッと広がる。あるいは一例を申しましたけれども、北見商業高校、藤高校、あるいはまた札幌の高校でかかった。そこに感染している子どもがひょっとしたら濃厚接触をしているかもしれない。これは現実的にPCRの検査を受けているのも事実ですから。その上で陽性か陰性かの判断を学校、父母、あるいは関係機関から私の方に報告あるという状況ですけども、現時点では陽性反応の出た人はいないということです。しかし、こういう状況を考えると、お母さんと一緒に美容室に行ってパーマをかけた。その隣の隣で話した人が陽性だった。すかさず家族も含めて全部調査に入ります。その子どもは学校に来てる。子どもはどうだろうかということも含めて、こんな事例はですね、もう私の町だけでもそんな少ない数ではないぐらいあるということも事実ですから。逆に言うと、もし感染した時には、速やかに体制を先ほども職員から申しあげましたように、子どもたちであれば学校、こども園含めてですね、対応を万全を期していかなきゃいけないと。そして、いじめがあってはならないと。これは自治力といいましょいか、私どもの町の職員のレベルも問われている。その点でいくと、みんなで誰がかかってもおかしくないという状況をみんなで守っていこうということを努力し合わなければいけないということの啓蒙も、あるいはいろんな場所を通じてお話をしていきたいというふうに思います。

一昨日、橋本振興局長から私に電話がありました。北海道として、22箱のワクチンを配りますと。この管内は第二次医療圏の北網圏と西紋地区に1箱ずつ配るという連絡であります。

○議長（須河 徹君） 町長、黙とうの時間が迫ってますんで、ここでしばらく休憩させていただきます。

黙とう終了するまで休憩いたしたいと思います。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時47分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

町長。

○町長（菊池一春君） それで、第二次医療圏に1箱ずつ。橋本局長に聞きました。何人分で何回分なのと聞いたら、500人分で千回分だと。それを北見市民と紋別市をまず優先的に。高齢者だけで3万8千人からいるんですよ北見市。それで500人分もらったところでどうなのよという話な訳です。しかしそれは、総合振興局もどこもわからない訳です。どのぐらい入ってくるかって。ただ、どんな状況下であっても安全で安心な状況をつくっていかなくちゃならない。私どもの町にも全国の市町村千四百何十町が全部に4月の二十日かに入ってくる。これも1箱なんですよ。そうするとさっき課長が答弁したように、静寿園から始めるとか、限られた、しかも1人2回打たなくちゃいけないということですから、冷蔵庫は4月24日に来ます。その保管も含めて、3月24日。役場内に電源の工事もして、とにかくいつワクチンが入ってもいいような状況をつくっていくということが私どものあれです。

それから、非常にいろいろな不安があると思いますけども、今、職員上げて、福祉保健課を中心に万全を期して安全で安心なコロナの接種等ができるように頑張っておりますので、一層の応援をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 6番、西森信夫君の質問が終わりました。

ここで3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、8番、余湖龍三君の発言を許します。

8番、余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 8番、余湖です。通告に従いまして一般質問させていただきます。よろしくお願いします。

まず一つ目としまして、地域間交流についてということで質問させていただきます。

旧東津野村から始まった姉妹町としての交流事業も20年の記念の年を迎えようとしています。

この間、各種団体ならびに子どもたちの相互交流、職員の相互派遣、町民有志による親睦訪問など、多岐にわたる事業を行ってきていますが、来年度、締結20年の節目に当たり大幅な予算の増額の提案がなされています。

今後の事業への考え方について、町長にお尋ねいたします。

一つ、津野町交流事業の成果と今後の取り組みの考えは。

二つ、予算増に伴う20周年記念事業の内容とその他事業の予定についてお伺いします。

よろしくお願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「地域間交流について」2点のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

1 点目に「津野町交流事業の成果と今後の取り組みの考えは」とのお尋ねがございました。

津野町交流事業については、津野町交流事業推進協議会を設置、協議した中で、小学生交換留学を含む町民相互友好に関する交流事業、産業に関する交流事業、教育文化に関する交流事業の三つの柱で進めています。また、平成24年からは職員の相互派遣による人事交流研修が始まり、本町からは5人目の職員を派遣しているところであります。

20年を振り返りますと延べ892名のさまざまな交流が行われており、多くの成果があったと思っています。

特に13年目を迎える小学生交換留学では、互いの留学先で寝食を共にし、学校では共に学び、多くの思い出をつくるなどかけがいのない経験を重ねています。

また、職員派遣につきましては、さまざまなご意見をいただきましたが、5人の職員からは、非常に勉強になった、外向きの考え方が身に付いた、若い職員にぜひ経験させたいなどの前向きな意見、感想が出されるなど両町の交流に積極的に関わるほか、職員として大きく成長したと感じているところです。

職員の相互派遣による人事交流は、期限である10年を迎えることになりますが、津野町からは小学生交換留学と合わせて継続することで申し入れがあったところであります。

そのほか、関係有志で継続される常呂川河川敷での「キャンドルナイト」や令和になって始めた町民文化派遣交流など20年を節目としてさらに交流の輪を広げ、お互いに有益で多くの方が参加できる交流プログラムに発展させてまいりたいと考えています。

次に、2点目に「予算増に伴う20周年記念事業の内容とその他事業の予定は」とのお尋ねがございました。

先人のふるさとの一つである津野町との交流は、本町の歴史と文化の源流を感じる貴重な機会であります。

事業につきましては、津野町交流推進協議会の意見を調整し、小学生交換留学などの町民交流事業や産業祭へのじゃがいも、玉ネギの提供のほか、文化訪問交流、町内産給食食材の贈呈などを継続するとともに、平成13年5月に「姉妹まち」の調印をしてから、本年で20周年の節目の年に記念となる「姉妹まち調印20周年記念式典」「20周年記念訪問団の派遣」「20年を振り返る記念誌発行」のほか、「小学生交換留学生OB交流」「子どもたちによる交流事業」を計画し、津野町と協議を進めてまいります。

以上、お尋ねのありました2点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） ひと通りのご返答ありがとうございます。何点か再質問させていただきたいと思います。

ただいまの1点目の報告の中でトータルしますと多くの20年の間に決まった交流等が繰り返されてきて、たくさんの町民が町民相互の交流があったということになっていますけども、どこまで把握しているかわかりませんが、一般的な町からの派遣というんですかね、小学生の派遣事業とか、訓子府の議員さんも行ったこともありますし、社会福祉団体とか協議会とか、何かいろいろな団体が町の派遣として、そういう意味ではたくさんの方が津野との交流をしていますし、向こうからも来ているんですけども、これまったく個

人の交流として、向こうへ行った人というか、何かそういう方もいらっしゃいましたよね、確か四国に観光に行く途中で津野にも寄ってきたとか、そういうまったく個人的に津野を訪問したというような人の把握というのはできているのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、議員からは再質問として、交流派遣の人数 892 人と町長から回答させていただきましたけども、その中に個人的に訪問している方がいるということで、そこは把握されているかということでございました。個人の交流の人数については、892 人の中には含まれておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8 番（余湖龍三君） 20 年で 892 人ということは、年間 45 人ぐらいの計算になってしまう訳なんですけども、逆に言いますと 892 人、個人のものはわからないんで、892 人ということで、892 人の方が公的資金の中で派遣の中で津野との交流をしてきたんだということの裏付けかなというふうに感じます。私はこういう交流というのは、もちろんスタートは、そういう町のそういう役職の方とか、町の各種団体の方がお互いの交流の中で公的な出張、研修というようなかたちでやるのも必要なことだと思いますけども、やはりこれはそういう部分だけではなくて、本当に町民の方、お互いの町民の方がその町に行ってみたい、町に行って環境の違いを姉妹町を味わいたいというような交流がなくてはいけないんじゃないかと思うんですけども、結局 20 年の間に一般町民の方が行ったのは、確か前回 10 周年のころに町民を募って、20 人の方ですか、行ったぐらいじゃないかと思うんですけども、漠然とお聞きしますけども、こういう交流が 20 年続いていたんですけども、今後に関して、やはりこういうような交流の流れでいくつもりなんですか。言っていることわかりますか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、今後の交流の部分について、ご質問いただきました。議員言われるとおり公的な部分で実施してきている部分がございます。ただこれ 892 人の中には、議員もご存じだと思いますけども、銀河生粋さんが 2 回ほど、1 回は公的な資金ですけども、1 回はおそらく自らの部分で訪問したのかなというふうに思っております。そういった意味では、公的に、小学生も含めてそうなんですけども、訪問を続けるということは、まだまだこう、何人かは民間の自らの資金で訪問されている方もいますけども、それが通常のかたちと、通常「行ってくるわ」的な部分になるまでには、まだまだもう少し時間がかかるかなというふうに捉えておりますので、そういった意味では、少しずつではありますけども、公的資金も入れながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8 番（余湖龍三君） 20 年がたったことが、今、課長が言ったように、まだまだこれからなんだよという理解であるということで、私はちょっと 20 年やっているんですから、やっぱり 10 年目ぐらいから、もう少し違うかたちの交流を入れていかなければ、こういうものというのは、どっかからスタートしていかないと、やっぱり個人の方が、最終的にはですね、お互いの町民が行ってみたいな、どこか行くついでにもちょっと寄ってみたいなど。そう思えるような交流。私も津野には、それこそ片手で足りないぐらい行ってきまして、津野が本当に行けば楽しくて、ああいう環境を見ることが楽しくて、あの地に

足を踏み下ろして、ひとたらししてくることが楽しいんだと。訓子府ほど都会じゃない、本当に行く楽しいなと思っているんですけども、やはりそういう気持ちが行けば起きる。行けば行くほど、また行きたいというふうに起きるものじゃないかなと。これ人の気持ちというのは、そういうところにあるんでないかと思います。私もむこうで人との付き合いもしましたんで、そういう人にも会いたいなと思っちゃいますし、やっぱり何年かたったらまた行きたいなと思うのがあるんですよ。だからそういう積み重ねの中の交流というのはやっぱり大事、これから本当は本来10年もたったら、そういう交流に移行していかなくちゃいけないんじゃないかなと私は思ってたんですけども、かたちを見ますと本当に公的な研修、公的なお金の中で行く人ばかりで、なかなか発展しないなと思いますけども。ちなみに先ほど名前が出ましたんで、銀河生粋に関しては踊りで3回行っているんですけども、1回目は公的なお金を出していただいて、それが面白いというか、それが良かったんで、やはりメンバーでも、もう1回行きたい、もう1回行きたいって、3回行ってきたんですけども、2回とも大雨にたたられて、あまり屋外を楽しむことはできなかったんですけど、人との付き合いというものを、今でもやはり人が集まる時言います。もう銀河はないんですけども、行った仲間が集まると、いや面白かったね、また行きたいねって話はしますけども、もう踊れないだろうと言ったら、老人の集まりで行きたいねって言ってますけども、やはりそれをいうのが、そういう交流の根本じゃないかなと思うんですけども、そういうふうに考えますと、今の訓子府町民の中で津野のことをどれぐらいわかってくれている、姉妹町20年やっているんですけど、どれぐらいわかるのかなと。これ892人というのは、訓子府町民の話なんですか、両方合わせてなんですかね。そうやって考えますと800人か450人なんでしょうけども、津野の町を知るための、離れていても知ってもらうための努力というか、日頃の広報的なものとしては、今どんなことをされているのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ちょっと広報的な部分というご質問でございましたけども、ちょっと前段、20年という節目ということでございますけども、これ議員からは10年でいろいろ変えるべきでないかというようなご意見もいただきました。実は議員言われる公的な、要するに町長、議長含めて、公的な役職が最初の10年間は交流がありました。平成20年、おそらく10年よりちょっと手前ぐらいのところで小学生の交換留学がはじまってございます。答弁書にありますけども。その後、10年を期に職員の交流が、交換交流をはじめたということ。実態としては、10年を契機として、少しずつ変えてきたということも実態でありますので、その辺はご理解をいただきたい。

それと延べ人数が892人ということで、訓子府町から行っているところでいくと451人。そういう意味ではほぼ半分、半分ぐらいの交流、人数的な交流になっているかなというふうにございます。

一般的な広報につきましては、現状では、おのあの事業があった時に、広報で報告、それと毎月派遣しております研修職員から津野の状況を報告というか、記事にして広報の最終ページの一つ前のページで報告をしているということと、こういった一般質問の質問をいただいた中でもさまざまな部分で回答したことをさまざまな媒体を使った広報をしているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 広報というか、それが今、課長が言ったように、訓子府広報の最後のページの前のページに確かに4分の1ぐらいありますよね、あれで津野のことをわかってくれというのは、非常に無理な話じゃないかと思います。そのほかにも津野の町の様子はどうやってわかるのかなというようなことで、漠然と一般町民ですと、なかなか感じる所がないんで、それこそどこかの団体が行って帰ってきましたよと報告がちょっと載ったから、やっぱり津野に行ってきたんだとか、この人が行ってきたんだとか、その程度じゃないのかなと、私は思っております。やはり5年、10年、15年と行政の方では、それなりに積み重ねていろいろなことを増やしてきているんだということは、経過を見ればよくわかるんですけども、やはりもうそろそろ、もうそろそろ私が先ほどから言っていますように、遅いと思っているんですけども、一般町民の方がもっと自由なかたちで行くための応援をするべきじゃないかなとまったく思っております。本当にその前に、本当に津野のことをわかってもらえるような、津野って本当にいいとたくさんありますよね。宿泊施設にしてもホテルじゃない山の中のいろんな昔からの学校とか会館というか、何かいろんなあって、私もいろんなところ泊まってきましたけども、決して大きなところはないですけども、それぞれの環境がよくて素晴らしいと。まず第一として、行かなくても津野がわかるような、ぜひそれを見ただけでも行ってみたいなと思えるような広報の仕方といいますか、津野の宣伝もしてあげるべきじゃないかと思うんですけども、そのような試みについてはどう思いますか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） これ28年の時に議員からもご質問いただいた中でも回答をさせていただいてございますけども、公的資金の部分でございますので、どう使うかというのをおそらく公的な部分に対するものに対する助成というところはあるので、慎重にしなければならないということはお伝えしてあると思います。

それで議員から広報の部分でございます。たまたま今年度、天狗荘が大改修を行いました、13億ぐらいかけて大幅に改修をしたということと天狗荘の横にちょっと名前忘れましたが、气象台をつくって、星のある町というかですね、おそらく外からの光がないんで、観測に最高の状況があるということで、天狗荘の中にもプラネタリウムができたということで、津野からは、おそらく、ちょっと見たことないんですけど、津野のプロモーションビデオというんですかね、町の紹介のビデオというのは、かなり力を入れて出てくるかなというふうに思っていますので、ちょっとそれも含めてですね、うちの町で宣伝できることがあれば宣伝に使っていききたいかなというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） そうですね、そんないいものがあるなら、それも活用した中で、やはりあまりにも今までね、姉妹町である津野町のことを知るべき機会がなかったんじゃないかなと思います。行った方は、前回ね、町民が20名行った仲間というのはよく知ってますけど、あれが行って帰ってきてキャンドルナイトが始まったんですけども、あの仲間の言葉をつないだにしても、行った方というのは本当にね、いい場所だったねって、もう1回行ってみたいねという話になるんですけども、やっぱり行ったことのない人にとっ

ては、やっぱりまだまだ全然わかんないですよ、訓子府の町民の中でもね、やはりそのことについてはね、今、プロモーションビデオがあるから、それでという話もありますけども、さらなるやっぱりもっとわかってもらえるような、まず津野町を知ってもらえる広報というのは必要だなと思うんで、今後ともそれについてはやってほしいなと思います。

それで、町民がやっぱり行けるような体制、もちろん私も何年か前にそういう質問させてもらって、内容が不十分だったんで、さっぱりそれについては進んでないというのが現実だと思うんですけども、やはりお金をかけた中で、いろいろな交流を進めていくんですから、同じお金をかけるのであれば、やはり普通の町民が行く時になんばかでも助けになって、じゃあそれなら津野行ってみたいな、こういう応援があるんだったら津野にも寄ってみようか、ついでに四国も回るのかもしれないけども、やっぱり津野に行ってみようかと。訓子府との姉妹町である津野に行ってみたいなと。そういうふうに思えるような応援のお金の出し方というのは、別に問題ないんじゃないかと思うんですけど、方向的にそういうものに対してのお金の出し方はどうなんですか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、ちょっとお金の出し方というところでご質問いただきました。補助奨励費的な部分については、公的な活動に対するというかですね、公のものに対する助成ということでございます。今の交流が公でないかという、ちょっと微妙なところもございますけども、基本的な考え方としては、補助奨励費ではそういう枠の中で動いているということでございます。加えて、今回、先ほど議員、20名、町民募集していたということもおっしゃられましたけども、実態は39名の方が平成28年の開基120年の時に訪問をしていただきました。ちょっと2番目の質問にもちょっと入ってますけども、今年度予算においては、そういったことをもう1度、訪問団として、各種の部分をやろうということで、40名ほどの募集をした中で訪問団として派遣をしていきたいというふうに思っておりますので、そういった意味では、あくまで公募するかたちでございまして、先ほど議員言われた津野の宣伝も事前にやった中で行ってみたいという方を公募したいというふうに思います。

失礼しました先ほど「气象台」とちょっと表現したんですけど、申し訳ないです「天文台」でございました。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 私も次の質問と合わせた中で、質問させていただきますんで、とりあえず今回「20周年記念として40名の訪問団を」というお話なんですけども、これについては公募することなんですけども、私はこのままでいくと、この公募には、きっと前回行った方とか、行ったことのある方の公募が絶対多いんじゃないかなというふうに感じているんですけども、そういう、とりあえず、この公募には、そういう制約はないんですよ。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 前回は、早いもの順、先着順でやったということでございます。かなり人数が多く、朝から並んだということもございますので、そういった意味からいくと、なるべくはじめての方を中心に優先的に進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） はじめての方を優先するというような要綱がつく訳なんですね、これには。時期的なことはわかってませんが、公募するにあたって、はじめての方を優先しますという項目がつくという確認をさせてください。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 最終的につめられてませんが、方向的には、今、議員言われたとおり、はじめての方を優先的に進めるということでございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 20周年記念ということで、いろいろなことで事業を組んでいらっしゃるということで、これは一つ記念の年なんで、いい催しなのかなと思いますけど、ただ、本当にね、これ親睦の訪問について、さらにお聞きしたいんですけども、40名で1人6万円の補助で240万で引率に対しては10人と言ったんでしょうかね、それで60万円ぐらいとかっていう予算の説明の時にあったような気がしますけども、それはどういう6万円なんですか。それと引率10名で60万というのは、同じような感じで6万円ずつ補助するという意味の予算の付け方なんですか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 現状で申し上げますと、1人6万円というのは、旅費自体が十二、三万円ぐらいかかるということで、ちょっと値段が今回見積もりもらったところでいくと、航空費というか飛行機のお金が非常に下がらないような状況がありまして、それで負担を半分半分ということで6万円ということで、いまは見込んで予算をつくっております。あわせて職員の部分ですけども、職員も旅費で5人引率ということで考えてございますので、その旅費の部分で60万円ということでございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 職員は公募じゃないんで、仕事なんで12万円かかるということで理解させていただきます。この40人というのは、どこまで適当なのかとか、どういうふうな感じで40人選んだのかなということをこの話が出てから感じたんですけど、前回38名ぐらいで行ったんで40名、40名でいくと、大型バスが1台でちょうどいいのかなとか思っているのかなと思いますけども、コロナが収束しなければ、バスは20人しか乗れないんで、もっとお金かかるんじゃないかなとかって思っちゃうんですけども、40人行って、前回30数名行ってどれぐらい盛り上がったのか、ちょっとわかんないんですけども、こういう40名をまとめて行ってもらって240万、あわせて300万円のお金を使うということに関して、私はそれはその行事なりの必要性があってやるからいいんだと思うんですけども、そこで先ほどの話にまた戻るんですけども、じゃ100万でもいいから、毎年100万円でもいいから10人ぐらいの町民の方が、100万ですから6万ずつ補填してくれれば15人になるんですけども、頭打ち15人ぐらいの方、そういう津野町訪問ということを主体にした自己研修をするような方にも補助してやるよというようなことをやると、もっと幅広い交流というか、普通の町民の方が行きやすいかたちになるんじゃないかなと。それを長期に続けてもらうような積み重ねというのはいいことじゃないかなと思うんですけども、そのことについてはどう思いますか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 前段40名の根拠ということでございました。議員、後段で

言われたとおり、実は3密を避けるためにバス1台に20人を乗せるということで40人、20数人になんですけども、引率も含めてということで設定しておりますので、バス1台ではなくて2台という設定でございます。

後段の部分で1人6万円、100万円あれば15人行けるんでないかというところがございます。これについては、先ほども申し上げたとおりの答弁になろうかと思えますけども、あくまで補助奨励費の目的を逸脱しないような慎重な対応が必要かというふうに思っておりますので、そういった意味では現状の中で対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） その補助なんとか費に対応するかどうかというのは、行政の考え方でないかと思えますんで、今、課長がそういうふうに考えていると。後々これは話が出て、それがどういうふうに対応するのかというのは、そちらの考え方が変わってくればなる話かなと私はこの交流に関しては、そういう必要性を十二分に感じますんで、やはりこれは今後、今年やれって話じゃない、今年は40人の方も行かれるんだからいいんですけども、今後の交流を大事にしたいんでしたら、やはり一般町民のためには、そういう体制をとるのがいいんじゃないかなというふうに感じますんでお願いしたいな。あとでまた町長の意見もお聞きしますけども、そのことについては、やはりそういうものがなければ輪は広がらないですよ。やはり議員にしろ、誰が行っているかよくわかんないですけど、農業委員さんとか、何かいろんな団体の方が行って交流してきているのはよくわかるんですけども、やはり自主的な中で行って交流しようという気持ちのものと、やはり何々職の何々なんで、今回行ける機会があるから行って交流してこようというのとは、やはりちょっと違うんじゃないか、志が違うんじゃないかと思うんで、やはりぜひともそういう自主的な交流ができるようなものを考えていかなきゃいけないと思うんですよ。あと先ほど返答にありました、これもちょっとお聞きしたいな。20年を振り返る記念誌の発行というのは必要なことかなと思います。そのあとに言っていただきました小学生交換留学生OB交流というのは、これは何なんですかね。やっぱりこれは昔行った小学生にまた行っておいでという話なんですか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） OB訪問の部分のご質問でございました。これについては、議員もお聞きされたと思えますけども、昨年11月1日の開町100周年記念事業の津野の池田町長は、あいさつの中で触れられました。OBの訪問も含めた中で20周年の記念事業を進めていきたいということで触れられました。現在の予算付け、ちょっとまだ津野とは最終的には調整しておりませんが、第1期生については、現在、大学卒業3年目ぐらいですね、だから27歳ぐらいになります。それから現在の高校生までのかたちで進めていきたいということで、どうしても時間的な問題とか全員ができるかという問題もできませんので、これは6名ほどの訪問を検討して予算付けしておりますけども、詳細の中身については、記念式典でやるのか、あらためてやるのかということも含めてですね、相手側との協議をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） そのOB交流というのは、今はじめて私が具体的にになったものを

聞いたんですけども、私の主観的な意見から言わせてもらおうと、あまり意味がないんじゃないかなと。もちろん行ってくる子どもに関しては「懐かしかったね」「良かったね」ということになりますけども、これはね、1 回行った人にね、また同じようなかたちでお金を出してね、行ってもらう必要はないですよ、行きたいなら自分で行ってくださいよ、大人になったら。もっともっと違う意味の交流に使えるべきじゃないかなと私は思いますけどね。もう一つ、子どもたちによる交流事業を計画してますとありますが、これについては具体的なものはなにかあるんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 子どもの交流事業の部分でございます。これは逆に津野町から訓子府町への訪問というか、訪問をしていただいて、津野の 11 月に来られた副町長、町長との間の中では種目を絞ることなく、軽スポーツ的な交流ができればということで調整をしているところでございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8 番（余湖龍三君） 交流全体について、物申している訳なんであれですけども、やはりもう少し発展的な、発展的と言わないですね、もう少し進んだ中で中身をもう少し吟味してもっとこれから発展していけるような交流というのを必要を私の気持ちとしては考えてます。ですからこうやって、もちろん記念誌をつくるのも、記念式典をやるのも、もちろん今まで 20 年というものに対する結果としてやるのはいいんですけども、必要だからやろうと思って予算が付くんでしょけども、やはりこれからのことを考えた中でやるんだとすれば前と同じような町民訪問ですとか、ましてや一度行った子どもの OB 訪問とか、そういうものにお金を使う、予算を付けるんでしたら、もっと違う使い方があってもいいんじゃないか、もう少し前へ進んだ交流の方法を探してもらうのがいいんじゃないかという気持ちを持っていますので、ぜひともこれについては、まだ時間のあることですので、考えれることについては考え直していただきたいと思うんですけども、最後にこの津野町の地域間交流について、町長から一言お願いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 20 年の交流というのは、意味があるかないかということで申せば多大なる意味があるというふうに私は捉えています。公がやることと個人で自主的にやることは意味が違うという感じがします。だからある意味では、私どもは、それぞれの委員会やあるいは町の代表として 120 年に 40 名を派遣するということの意味があるんだと。そのほかにその人たちを含めて経験のある人たちが自主的に、余湖議員もそうでしょうけれども、私もそうですし、いろんな方が個人的に行って交流を深めているというのも数こそありませんけども、結構あります。今年は高知県人会も一緒になんて話もありますけども、いずれにしても、私どもは税を使って派遣するというのは、そういう意味があるんじゃないのかと思います。来年以降、これを期してということで行こうという人たちが何人か集まって自主的に行くというものに対する派遣費等々を予算措置をするかどうかというのは、これは今後の考え方で、これは公というよりも、町民が自発的に自主的に行くことに対する支援をどこまでできるかということではないかなと思います。ですから、今、挙げた何点かのまだ煮詰め方が足りないと言えぱそれまでですけども、町民の代表を派遣する、記念式典を行う、記念誌を作り上げる、そして行った子どもたちの希望者をさらに

派遣する、職員研修もつなげるということは、さらにステップアップしていかなきゃいけないということに対する反省とあるいはステップアップをしていくということ。そして願わくばより多くの町民の方にこの輪が広がっていくということをですね、筋道をつけていく点では、20年はすごく大事だなと私は思っていますので、ご理解をいただきたいと思っています。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 私も津野に関しては20年というのは、いい交流をしてきているんだと思います。ぜひとも20年を期に21年目から本当に町民に開かれて、町民が行きたいと思うような交流ができる予算付けをしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

次の質問に入ります。

地域交通についてということでご質問します。

交通弱者の高齢者の足の確保対策としての高齢者ハイヤー利用サービス事業は毎年利用が増え、来年度も予算の増額が示されています。

この事業は実績が示すように高齢者の足の手段として今ではなくてはならないものとなっています。

しかしながら、現在の制度の75歳以上の高齢者の拡大を望む高齢者の声は多く見直しの必要を感じます。75歳以下でも免許証を返納したり、免許証を持たない女性の世帯では、毎日の足の確保は大きな課題となっています。この事業の見直しについてお尋ねします。

1、対象年齢の拡大の考えは。

2、免許証を持たない世帯へのサービスの拡大の考えは。

以上、よろしくお願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「地域交通について」2点のお尋ねがありましたのでお答えいたします。

1点目の「対象年齢の拡大の考え」と2点目の「免許を持たない世帯へのサービス拡大」についてのお尋ねがございましたが、合わせて回答させていただきます。

現在実施しております高齢者ハイヤー利用サービス事業は、その前に実施しておりました「乗合タクシー」試験運行の利用傾向と課題を整理して、利用者の利便性を向上させて平成23年度から実施している事業でございます。

まず「乗合タクシー」の利用者の傾向ですが、利用者の平均年齢が82歳と年齢層が高かったことがあげられます。

こうした利用実績に加えて、年齢が後期高齢者に当たる75歳以上にあたると免許証の返納者が増えることを想定し、現在の対象者としたところです。

次に、利用実績であります、平成23年度の制度開始当初は、チケット48枚、利用者負担は初乗り運賃で、相乗り不可としており、実利用人数は135人、延べ利用回数1,389回でした。

その後、制度の一部見直しを行い、現在はチケット120枚まで、自己負担額を300円に引き下げ、相乗りも可能にするなどの制度内容を拡充してきたこともあり、令和元年

度では、実利用人数が352人、延べ利用回数においては8,026回と当初と比較して約5.8倍になり制度の利用実績は年々伸びている状況です。

また、事業費につきましても、このことに伴い、平成23年度の118万3千円から令和元年度では791万9千円と約6.7倍に増加しております。

今後もこの制度利用対象者は増えていくことが予想されますので、一律での対象年齢の拡大は現状では難しいと考えておりますが、免許証を持たない世帯へのサービスの拡大については、今後ニーズの把握に努めながら、制度の目的に沿った利用に沿って検討してまいりたいと思います。

以上、お尋ねのありました2点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） ハイヤーサービス事業について回答いただきました。現状はよくわかりましたので、再質問させていただきたいと思います。

確かに平成23年度、118万3千円しかなかったものが、元年度では791万円、2年度実績では900何万円、3年度の予算では1,200万円近いお金、去年よりも20%増えて1,200万円近い予算を付けるということで、本当にいい制度だなと。しかも高齢者の方にこんなに利用される制度は、お金のためだとはいえ、本当にこれに関しては高齢者の方は町に対して本当にいい制度だと、ありがたいと思って使ってくれているんだと思います。そこでお聞きます。今回20%増ということで予算が増やされておりますが、これは確かに今年の74歳の方が来年度は75歳になるんで、その分の増とともに、20%という数字が出ているのか、それとか現在、高齢者と言われる方は千人ぐらいですよ、75歳の高齢者というのは千人ぐらいというふうに把握しているんですけども、その方の中でもっと利用が増えるということも鑑みた中での20%増なのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 予算の伸び具合の考え方なんですけれども、人数は自然増もちろんあるんですけども、300円になったということとですね、乗り合いということがものすごい効果を出してまして、仲良しの方同士で乗り合うというケースが非常に増えているというふうに事業者の方から伺っております。この使いやすさということがですね、今後も広がっていくんであろうということを加味しまして2割という考えで増やしております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 確実に今、65歳以上の方が1,800人ぐらいいて、75歳以上が千人ぐらいいて、その中間、要するに800人いて、それが5歳で割ると150人ぐらいがまた新しく75歳以上になるんじゃないかと思うんですけども、その方の増以上に発券現状というのか、1人120枚までということがあって、利用者というのは、今、何人ぐらいなっているんですかね、実質千人いる高齢者の中で登録利用者というのは何人ぐらいで、発券というのは100枚いつているんですかね、そこら辺の状態がわかるんですいたら教えてください。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 令和２年度の実際の窓口での利用の申請されている現在の数字で言いますと、ハイヤーにつきましては３２３名の方が利用するという事で券の交付を受けております。

それとですね、限度まで何人使っているかというのはですね、ちょっと今すぐ探せそうもないんですけども、一定程度いらっしゃることは間違いないですよ、ただ１２０まで使っている割合がどれくらいかといいますと、１０％程度だったと記憶があるんですが、ちょっと数字が見つかりましたら、すぐに探します。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○８番（余湖龍三君） というか、この予算金額というのは、３００円より出た分の予算なんで、ちょっと１人１回なんぼ使っているかというのは、使った枚数を割らなきゃわからないと思いますし、今、登録しているのが３２３名で、総体枚数というのは何枚ぐらい出ているのかなということですよ。利用券としての金額はまた別の話だと思いますけども、利用券を使っている３００数名の方が何枚、最初は６０枚渡して、そのあとまた６０枚まで渡せますよという現状でやっているんだと思うんですけども、それは枚数を聞きたいだけの話なんで、とりあえず、わかったら教えていただきたいと思います。それで次年度も、要するに先ほど言いましたように１００数十名の方が実際には７５歳になって、またその方もそれを利用してくれるんだとは思いますが、実際に高齢者の７５歳以上の方は千人いても登録しているのは３２３人で、やはり全員が使う訳ではないし、いろいろな事情もあるんだと思いますけども、来年度の予算で１，２００万というのは本当に大きい金額だと思いますけども、やはり免許証を返納するのが７５歳以上になれば増えるのは確かです。ただ、７５歳以下でも諸般の事情の中で免許証を返納している人というのはいるはずなんですよ、実際のところ。それが病的なものであっても、社会福祉の方の病的なハイヤー利用には該当しないようなとか、自分の都合、ちょっとした体の調子の悪さで運転をやめたんだとか、そういう方も確かにいらっしゃるはずなんです。ですからやはり７５歳以下でも、この券が必要だよ、ほしいんだよという人はかなりいると思うんですけども、やはりそういう方にやはり町としては１歳、２歳の違いでとかという、そういうことはあるんでしょうけども、そういう救いの手を差し述べるような方向性の考え方は持てないでしょうか。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 確かにおっしゃるとおりですね、例えば今のような冬期間、高齢者の方で体が不自由な方ですとか、なかなか歩いて買い物行って重いもの持つとかといったことが難しい大変な方もいらっしゃるの承知しております。ただ対象年齢とかですね、この高齢者ハイヤーを引き下げて、そのことに対して対応するかどうか、それはですね、最初から持っていない方との差ということもありますので、途中で免許手放されて不便になった方と、元から持っていない方の差というのはどう考えた方がいいのかとかですね、そういった問題も、いろんな角度から考えていかなくはならないので、まちの中ですね、交通政策すべてトータルに考えてどういう手立てが必要なのかということですね、町内で、また専門家も今年度含めてですね、いろいろと検討したいと思っていますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。１分です。

○8番（余湖龍三君） 時間がなくてすいません。早口になりますけども、やはり年齢を引き下げた中で、もう必要な方がいるという現状をわかっていただいて、やはり先ほど、この質問にも書いてますけども、女性世帯で車を最初から持っていない女性世帯で75歳以下とか、先ほど言いましたように、体の調子関係で中途半端なんだけれども免許、運転できない75歳以下の方いると思います。ですから、それを74歳の方にまで広げた中で少しでも対応してくれるというようなことの必要性を非常に感じますので、そのことについて、今後検討していきたいと思って、このことについて、町長から30秒でお願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） いろんな角度から検討させていただきます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 答弁の返答出ますんで。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） すいません、数字わかりましたのでお伝えします。

令和2年度の現時点での実績で60枚を超えて追加交付されている方47名、120限度まで使っている方が3名です。現時点で100枚以上使っている方14名という内訳になっております。

○議長（須河 徹君） 8番、余湖龍三君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、散会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

ご苦労さまでした。明日も午前9時30分から一般質問を継続いたしますので、ご参集よろしくお願いします。

散会 午後 3時52分